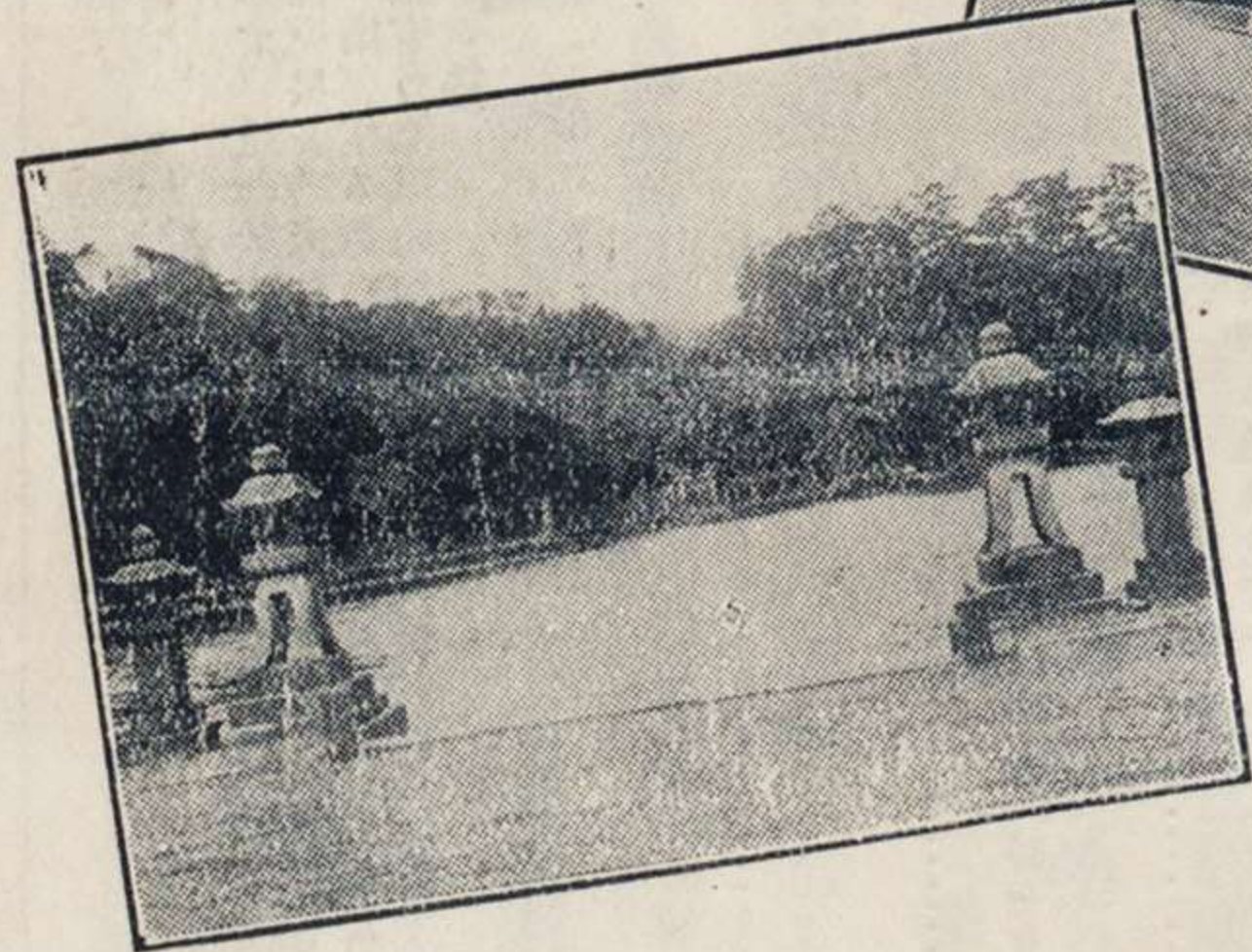
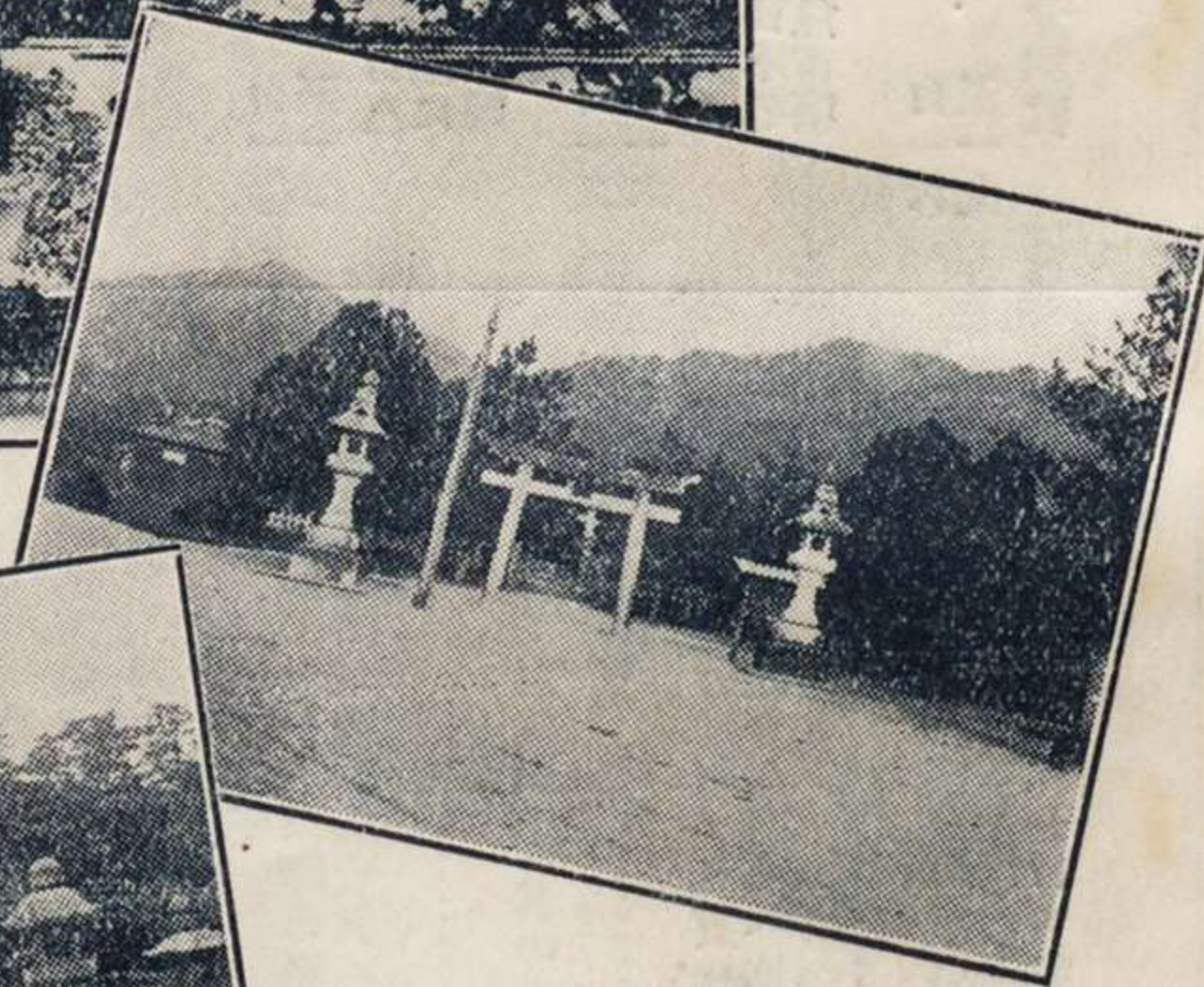
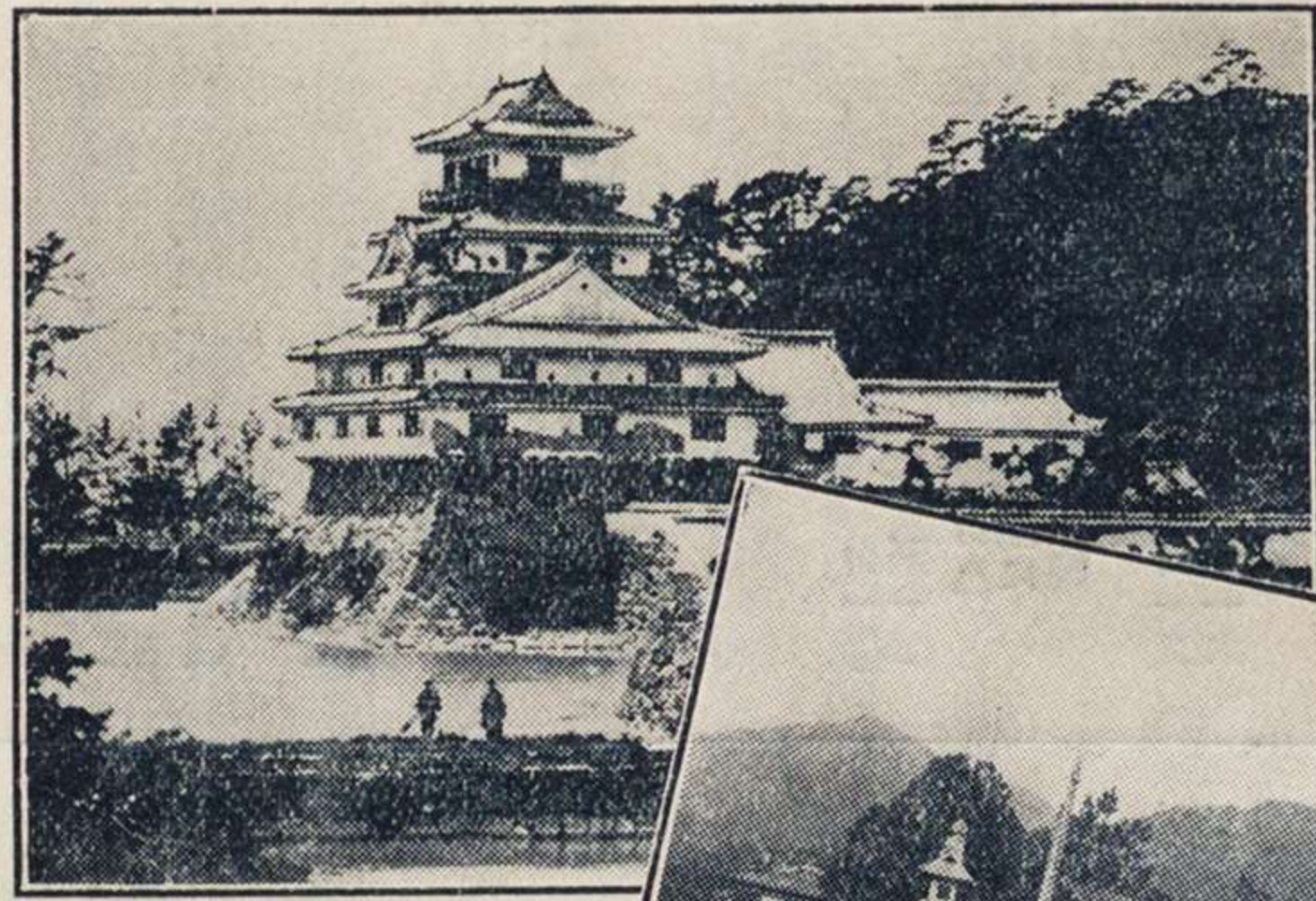


# 報月萩

號八第



號月一十年三和昭

行發町萩縣口山

# 目次

卷頭言	賀	庶	旗	學	產	財	軍	交	通	衛	人	社	雜
表	表	表	表	表	表	表	事	運輸	信	生	事	象	事
至自	至自	至自	至自	至自	至自	至自	至二〇	至二八	至二八	至三〇	至三三	至三三	至三六
四三二一	四五	九	二〇	一六	一六	九	二八	二八	二八	三〇	三三	三三	三六

## 卷頭言

### ◎昭和の御大禮を迎へ奉りて



允文允武なる 今上陛下は登極令の定めらるゝ所に依り本月六日帝都を御發輦遊はされ恭しく神器を京都の皇宮に移御し給ひ續いて御即位の大禮及大嘗祭訖りたるときは 天皇皇后兩陛下は共に神宮神武天皇山陵並前帝御四代の山陵に謁せられ本月二十九日を以て大体の御儀を畢らせらるゝのであります此の千載一遇の盛儀を迎ふる我萩町三萬の同胞としては满腔の誠意を披瀝して 寶祚の無窮を祈り奉り 皇運の倍々隆昌に涉らせらるゝことを念して己まぬのは申す迄もないのである殊に過る大正十五年五月三十日 聖上陛下が東宮に在らせらるゝ際我萩町に鶴駕を駐めさせられたることを追念するときは一層感激激恐懼措く能はざるものがあるのである是等の光榮を荷へる吾等萩町民は此の慶典を奉祝すると共に如何にして 聖恩の萬一に酬ひ奉るべきかを此の際此の時其の覺悟を喚び起さねばならぬと思ふ 不肖として萩町の將來に付常に念頭を離れざるものは即内ちに在りては 先帝陛下の御聖旨に基き益々國民精神を作興することに努め苟も共産主義無産主義の

如き思想淺薄なる者に對しては寸地と雖萩の区域内に其の潜在を許さざること、し以て尊王愛國の爲忠死せられたる先輩諸傑士の英靈を慰むる様留意し外に在りては更に我萩町教育の振興を圖ると共に世界の太勢に順應し各種生産事業の進歩發達に意を注くに若くもの無しと信するのである幸ひなるかな今や萩町を中心として交通運輸の便將に完からむとし開港直下には定期汽船の寄港を見るに至り又山陰線鐵道も今後二ケ年にして全線を通し開通することとなるのであるから御互ひに今より三萬一心を宗と爲し一面に於ては教育の力に倚り史蹟に富める萩の名價をして一層著くすることに心懸け他の一面に於ては此の天惠の地物を利用して合理的萩町經濟界の殷盛來を策せねばならぬと焦慮しつゝあるのである此の盛典を迎ふるに當り一言を縷して讀者各位の御指教を冀ふ次第であります

昭和三年十一月

萩町長 林 勇 輔 敬白

萩町長 林 勇 輔

◎ 賀 表 捧 呈

萩町會は十一月十日 今上天皇御即位式の當日午前九時開會満場一致総起立を以て左の賀表を議決し即日京都皇宮宮内大臣官房へ宛發送の手續を經たり

萩町長 臣林勇輔言ス伏シテ以ミルニ 天皇陛下登極ノ令ニ遵ヒテ萬世一系ノ寶祚ヲ踐ミ乾綱ヲ攬リテ坤維ヲ總ヘ爰ニ天津高御座ニ登御ノ即位ノ大禮ヲ行ハセ給フ

陛下文思聰明武德睿毅ノ天資ヲ以テ至治ヲ圖リ給フ是ニ由リテ天人交慶シテ昌期ノ遇フコトアルヲ幸トシ聖祚ノ窮リ無キヲ祝ス臣謹ミテ町會ノ議決ヲ經町民ニ代リテ表ヲ奉リ賀ヲ稱ケ以テ聞ス 臣勇輔 誠歡誠喜 頓首頓首謹ミテ言ス

右御執奏ヲ願ヒ奉リ候也

昭和三年十一月十日

山口縣阿武郡萩町會議長

萩町長從五位勳六等 林 勇 輔

宮内大臣 一木喜徳郎殿

◎御大禮奉祝行進歌（四面海もての曲譜による）

(一)  
 天つ日つぎの 高御座  
 我が大君の 御のぼります  
 此の大御典 諸共  
 祝へや祝へー

(二)  
 御代のはじめに 天地の  
 神に 誠を 天の地  
 神に 誠を ささげます

(三)  
 此の大御典 諸共  
 祝へや祝へー

國の同胞 うちこそぞり  
 御代の榮を ことほげ  
 此の大御典 諸共  
 祝へや祝へー

庶 三 般 行 政

◎御大禮記念事業費に就き

萩町會の議決を経左の通御大禮記念事業費積立金設置規程を制定せり

御大禮記念事業費積立金設置規程

第一條 本町御大禮記念事業費積立金は本規程に依り之を管理す

第二條 本積立金は其の目的とする事業を遂行するに至る迄當分の間毎年度金壹千圓以上を積立て其の利殖金は之を積立金に編入す

第三條 本積立金は郵便貯金と爲し若は確實なる銀行に預入れ之を保管す

附 則

本規程は發布の日より之を施行す

◎萩町夏蜜柑園改良

獎勵金に就き

萩町會の議決を経左の通萩町夏蜜柑園改良獎勵金交付規程を制定せり

萩町夏蜜柑園改良獎勵金交付規程

第一條 衰頽せる夏蜜柑園を改良する目的を以て左記各號の一に該當する作業を實施する者に對し當該豫算の範圍内に於て獎勵金を交附す

一、老樹の改植を行ふ者

二、萌芽更新を行ふ者

三、密植園の間伐を行ふ者

第二條 前條の獎勵金は反當金貳拾五圓以内とし事業の成績を考查して之を交付す

第三條 獎勵金の交付を受け園地の改良を行はむとする者は左記事項を具し毎年度一月末日迄に町長に申請し承認を受くへし

一、改良を實施せむとする夏蜜柑園の位置

二、反 別

- 三、夏蜜柑園の現状
- 四、改良計畫の概要
- 五、經營者の住所氏名
- 第四條 獎勵金の交付を受け園地の改良を行ふ者は萩町當該吏員の指示に従ふへし
- 第五條 獎勵金交付の指令を受けたる者は左記事項を具し翌年度五月末日迄に其成績を町長に届出つへし
  - 一、改良を實施したる夏蜜柑園の位置
  - 二、反 別
  - 三、成績の概要
  - 四、實施に要したる經費支出決算額
  - 五、經營者の住所氏名

第六條 前二條の規定に違背したる者に對しては獎勵金の全部若しくは一部を還付せしむることあるへし

附 則  
本規程は發布の日より之を施行す  
第三條の申請期日は昭和三年度に限り十一月末日迄とす

●第十二回町會開催

十月二十三日午前九時五十分町會に先立ち協議會開催午後一時十五分町會開會出席議員二十二名左記諸件を議し午後二時三十分閉會せり

- 一、議案第一四七號 御大禮記念事業費積立金設置規程制定の件
- 二、議案第一四八號 萩町夏蜜柑園改良獎勵金交附規程制定の件
- 三、議案第一四九號 小學校教員定數増加の件
- 四、議案第一五〇號 航路標識設置の件
- 五、議案第一五一號 昭和三年度臨時徵收萩町特別稅戶數割賦課額決定の件
- 六、諮問第八號 所屬未定地を萩町の區域に編入の件
- 七、諮問第九號 公有水面使用の件
- 八、諮問第十號 公有水面埋立設計變更の件
- 九、議案第四號 意見答申書
- 一〇、議案第五號 意見答申書
- 一一、議案第六號 意見答申書

●萩町區長集會

十月十一日町公會堂に於て開催九十七區長の内九十一區長出席下記の諸件につき協議を遂げたり

- 提出事項
- 一、區長及區長代理者異動の件
  - 二、御大禮奉祝行事の件
  - 三、現住人口並世帯調査の件
  - 四、議員選舉資格者調の件
  - 五、御大禮記念副業展覽會開催の件
  - 六、ルビー蠟蟲防除の件
  - 七、北海道自作農移住者募集の件
  - 八、編網希望者勧誘の件
  - 九、商業學校及各小學校へ御眞影御下賜の件
  - 一〇、矯風獎善に關する件
  - 一一、戸主會及主婦會設置の件
  - 一二、愛國婦人會總會缺席者に記念品贈呈の件
  - 一三、御大禮記念として納稅の施設改善方の件
  - 一四、出張徵收利用方の件
  - 一五、八九月分納稅成績の件

●御大禮中及其の前後の措置方に關し區長に通牒

御大禮中及其の前後の措置方に關し十一月三日附を以て(各區長に對し)左の通牒を發したり  
御大禮の期日も旬日の間に差迫り種々御配慮の御事に奉存候右に付來る十一月六日帝都御發輦の日より十一月二十七日御還幸の日までの間特に左記事項に付御留意相煩度此旨及通牒候也

- 記
- 一、火災及盜難の警防を怠らざること
  - 二、家宅の内外を清掃し且つ保健衛生上に付留意されべきこと
  - 三、國民精神の涵養上確固なる信念を喚起されべきこと
  - 四、區内に懸案となれる問題等存するときは出来る限り之を解決されべきこと

五、今回は特に納税に付滞納者無からしめられ  
たきこと

◎萩町現住人口並世帯數

本年十月一日現在に依り調査したる萩町現住人口  
並世帯數左の如し

人 口		計	世帯數
男	女		
一五、三六	一六、二四	三、四八	七二〇

備考 昭和二年十月一日現在に比し現住人口に  
於て男六十二人 女五百七人計五百六十  
九人を増し世帯數に於て十七世帯を増加  
せり

◎萩町勢一斑調製

現下の萩町勢を周知せしむる爲昭和三年分萩町勢  
一斑を作製し縣下各市町及阿武郡内各町村並町内  
區長役場、町會議員、學校、圖書館、諸官署、銀

行、組合其の他各種団体等へ夫々配付せり

附記 本町勢一斑は今後毎年一同期月を定め  
之れを調製することとし明年發行の分  
よりは多少の意匠を凝らし通覽上の便  
を得せしむる見込なり

◎萩町消防手の異動

萩消防組第二部消防手左記の通任免ありたり  
任 大字東濱崎町 細田 源 一  
免 全 阿武 三 吉

◎辭 令

社會課長を命す 主事 金子 清 一

社會課兼庶務課及學務課勤務を命す 書記 藤本 瀧 江

庶務課兼社會課勤務を命す 書記補 淺海 一 雄

工事監督 佐伯 政 一

依願免本職 技手 齋藤 治 雄

十月十九日附

道路巡視を命す

下水調査員 森 重 清 三

道路巡視を命す

十月一日附

旌 表

◎二十年以上勤績者の選奨

萩町書記岡小市、平川直景の兩人は十月二十六日  
大田町に開催されたる御大禮奉祝自治制實施四十  
年記念大會に於て山口縣町村長會より左の通の選  
奨狀を贈られたり

選 奨 狀

萩町書記 岡 小 市

町村事務に執掌せらるゝこと二十六年其の効  
績尠からず茲に大内盆壹個を贈呈し之を選奨  
す

昭和三年十月二十六日

山口縣町村長會

選 奨 狀

萩町書記 平 川 直 景

町村事務に執掌せらるゝこと二十年其の効績  
尠からず茲に大内盆壹個を贈呈し之を選奨す

昭和三年十月二十六日

山口縣町村長會

學 事

◎町立各學校に御眞影

御下賜

今上天皇

皇后兩陛下御眞影は萩商業學校に御下賜のもの十月十六日午前七時三十分各小學校に御下賜のもの同日午前八時三十分孰れも山口縣廳に於て萩町長並各學校長に對し傳達式を舉行せられたるに依り當日各學校共滞り無く奉安を了し次で全校生徒兒童の爲嚴肅なる奉戴式を執行したり

◎神饌田拔穗式執行

十月二十一日午前九時沖原國守家鎮守社前に於て椿青年團奉仕の御大禮記念神饌田拔穗式舉行に當り町長代理として金子主事參列したり

◎敬老會

十月九日午前十一時より椿西小學校に於て椿學區の敬老會を開催し八十歳以上の高齢者二十六名を招待したり

十月十一日午前十時より椿東小學校に於て椿東學區の敬老會を開催し八十歳以上の高齢者五十九名を招待したり

十月二十日午後一時三十分より明倫小學校に於て萩學區の敬老會を開催し八十歳以上の高齢者百四十七名を招待したり

◎町立各學校の運動會

白水小學校は十月五日午前八時より第十六回運動會を、越ヶ濱小學校は十月五日午前八時より運動會を、椿西小學校は十月九日午前八時三十分より第十六回運動會を明倫小學校は十月十日午前七時三十分より御大典奉祝運動會を、椿東小學校は十月十一日午前八時より第二十回運動會を夫々舉行せり  
萩商業學校は十月二十一日午前八時より第九回陸上競技大會を開催せり

◎學齡兒童就學獎勵に就て

昭和三年十月四日付文部省訓令第十六號に依る學齡兒童就學獎勵規程左の如し

學齡兒童就學獎勵規程

第一條 國庫は貧困の爲就學困難なる學齡兒童の就學を獎勵する爲毎年度豫算の定むる所に依り補助金を支出す

第二條 國庫補助金は前々年度三月一日現在に於ける學齡兒童數に比例して北海道府縣に交付

す

第三條 北海道府縣は前條の交付金に成るべく相當の支出金を加へ之を適當の方法に依り市町村に交付すへし

第四條 市町村は前條の交付金に成るべく相當の支出金を加へ貧困の爲就學困難なる學齡兒童の就學を獎勵する爲教科書、學用品、被服食料其の他生活費の一部又は全部を支辨又は給與すへし

學齡兒童中盲者又は聾啞者にして貧困の爲盲學校又は聾啞學校の初等部に入學困難なる者に付ても亦同じ

第五條 市町村は第四條の規定の支出金の一部を貧困兒童就學獎勵を目的とする基礎鞏固なる公益團體に補助することを得

第六條 地方長官は本規程實施上必要なる規程を定め文部大臣に開申すへし

附 則

第二條規定の前々年度三月一日現在に於ける學齡兒童數は昭和三年度及昭和四年度の交付金に限り前

々年度末現在に於ける學齡兒童數とす

●萩町立商業學校へ  
縣費補助

昭和三年十月三日付を以て萩商業學校費に對し昭和三年度縣費補助金壹千七百七圓交付の指令ありたり

●青年訓練所費縣費補助

昭和三年度萩町立青年訓練所費に對し十月二十三日付を以て縣費補助金參百八拾貳圓交付の指令ありたり

産 業

●萩稅關支署落成式

萩開港祝賀會

十月十八日萩稅關支署主催となり午前十時より萩

●小學校教員轉任

休職明倫尋常高等小學校訓導 小野 英良  
阿武郡奈古尋常高等小學校訓導に任す  
昭和三年十月二十日 山口 縣

●青年訓練所指導員異動

明倫青年訓練所學科指導員 周 山 熊 一  
囑託を解く

明倫青年訓練所學科指導員を囑託す 中野 四 郎  
昭和三年十月四日 山口 縣

稅關支署の祝式を舉行し引き続き正午十二時より萩町公會堂に於て萩稅關支署落成式に併せ萩開港祝賀會を開催せり來賓の主なる者は田中首相久原

遞相代理藤田秘書官、門司稅關長、野村廣島稅務監督局長及山口縣知事代理阪井商工水産課長等二百三十餘名にして意外の盛況を呈せり當日主賓側の祝辭左の如し

因みに萩商工會は此の盛典を祝福する爲當日午前十一時萩稅關支署に於て福引景品を混したる餅撒きを催ふし景趣を副ゆる所ありたり

祝 辭

萩港は曩に開港に指定せられ萩稅關支署新營工成り茲に開港祝賀會と同時に落成式を舉行せらる寔に慶賀の至に堪へざるなり。惟ふに萩港は開港として日尙淺しと雖裏日本西端部に於ける良港にして最近外國貿易船定期寄港の計畫實現且つ背後地に於ける鐵道豫定線の完成を見んとす其の發展期して俟つべきなり、希くは此の機會に於て更に官民一致協力し以て萩港の發展を圖ると共に其の開港たるの使命を達成せしめられんことを一言以て祝辭と爲す

昭和三年十月十八日

大藏省主稅局長 藤 井 眞 信

茲に本日を下し萩稅關支署落成式並に開港祝賀會を舉行せらるゝに方り一言祝意を表するは欣幸とする所なり

抑々當町は明治維新中興の策源地にして天下の偉人名士多數輩出し早くより海陸の往來頻繁を加へ一方北は日本海に面し遙かに相島大島の諸島を擁し山口縣北部に於ける一大要港たり然るに當港は最近迄開港指定のことなく従つて各方面との輸出入ば其の手續上極めて不便を感じ不利を生し地方經濟上に及ぼす影響亦大にして之か設備を整へ海運の便を圖り以て愈々町勢の發展を策するは蓋し急務たるにありしなり當町有志諸氏夙に之を遺憾とし俱に相圖り大に努力せられたる結果昨年末に於て開港指定と共に稅關支署の設置を見るに至り茲に多年の宿望を達せられたるは洵に慶賀に堪へざるなり、輓近當地方の交通漸次發達し産業並に商工業の發展に伴ひ當港の輸出入は年と共に増大し此の秋に當り開港の實施稅關支署の設置は機宜に適したるものにして今後防長の開發に資する所尠少な



らさるへきを信す冀くは當町有志各位並に本町職員諸氏今後一層港灣の設備に努め益々地方の發展に資すると共に國民幸福の發揚に努められむことを聊か所思を述へて祝辭とす

昭和三年十月十八日  
廣島稅務監督局長正五位勳四等 野村 盛康

### ●汽船の處女入港

入港月日	汽船名	登簿噸數	積込貨物噸數	同上噸數	先行先
十月十二日	大成丸	一、八四〇	竹箒	二〇	小樽
十月十六日	長白山丸	二、四〇〇	漁網	三	半下關
十月廿五日	鮮海丸	二、三六	苦竹、杉皮、竹箒	二五	小樽

島谷瀛船會社大成丸及朝鮮郵船會社長白山丸の處女入港に際しては萩町長勸業課員萩町會議員萩商工會幹部萩稅關支署長萩警察署長萩郵便局長等四十餘名の者同汽船を訪問し萩町長よりは處女寄港

を祝する爲清酒一樽鮮魚壹荷を贈れり

### ●銀行合併

豫て其の筋に認可申請中なりし株式會社防長銀行及萩銀行を株式會社百十銀行に合併の件十月十八日付認可あるたるに依り兩銀行は十月末日限り閉鎖することとなりたり

### ●果樹苗木取締規則改正

十月二十六日山口縣令第六十七號を以て大正二十二年九月山口縣令第八十號果樹苗木取締規則中左の通改正せらる

第八條 取締吏員移入苗木を検査したる結果取締上支障なしと認むるときは苗木一本毎に第三號様式の検査合格證を貼付す但し接木挿木に供するもの其他特に小形なる苗木に在りては一包裝毎に貼付することあるべし

公共團體の共同購入に係る苗木に在りては前項の検査合格證の貼付を省略することあるべし

取締吏員検査施行の場合に於て其の必要を認むるものに對しては相當驅除豫防の方法を命ずることあるへし

### 第九條 削 除

第十一條第二項 取締吏員必要と認むるときは前項の苗木に對し移入苗木に準し本則に依り検査を施行することあるへし

### 第十三條 削 除

第三號様式 略す

### ●果樹苗木の検査に就て

大正十五年七月縣令第七八號を以て果樹苗木取締規則改正の結果縣外より移入する苗木は當町勸業課主任技手の検査を受けることとなり更に本年十月果樹苗木取締規則取扱手續の改正に伴い來る十一月一日よりは從來よりも一層嚴重なる検査を施行し苗木一本毎に適當なる個所に検査合格證を貼付することゝ爲れり但し接木挿木の如き小形のものにして一本毎に検査合格證を貼付すること困難

なるものに在りては從來通一包裝毎に之を貼付するも差支へ無く又市町村農會産業組合等公共團體の共同購入に係る苗木にして直に自家に栽植し他に轉賣せざるものに對しては検査合格證の貼付を省略し得ることとなれり

### ●籐表工業組合設立

去る五月以來従業中の籐表副業は其の後健實なる發達を遂けたるに依り一層當業者の技術を増進し且つ此の際組合員をも増加する目的を以て今回籐表工業組合を設立することとなり選舉の結果左の諸氏達役員に當選就任せり

組合長	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	監事	監事	評議員	評議員	評議員	評議員
檜崎 マツ	山本 タキ	門田 イト	金子 トヨ	上田 マキ	山内 京子	山本イワノ	山下コツエ	田坂 ノブ	大賀 キク	廣田 ヨシコ	吉松 テイ	澤本 シゲ	久保 キヨ

評議員 阿武 ウメ 評議員 内藤 コト  
 評議員 小倉 イト 評議員 金山 ウメ  
 因に目下組合員数は四十二名にして時々小講習  
 會を催し組合員の増加を圖るべき計畫あり加入  
 希望者は組合事務所とせる町勤業課に就き承合  
 せられたし

◎十月中町立魚市場賣買

取扱高

萩魚 市場 七四、一七・五〇  
 同越ヶ濱出張所 一八、八三・九〇  
 同玉江出張所 三、二〇一・三〇

合 計 六、二七・八三〇  
 四月分以降累計 五三、九六・九七〇

◎十月中輸出入貨物調

萩税關支署調査

鮮魚箱板 貳〇噸 參九參圓 大連行  
 杉丸太 百七〇噸 貳壹參七圓 全  
 竹皮草履 壹噸 八參圓 全  
 竹 材 貳參噸 四壹〇圓 全  
 計 貳百拾四噸 參千貳拾參圓  
 本年一月以降累計壹千七百八拾貳噸、四万八拾壹  
 圓

財政經濟

◎萩町弘法寺納稅組合設立

本町に於ては御大典を記念する爲納稅上の改善施

設に關し其の第一著手として納稅に付考慮すべき  
 地域に對し納稅組合の設置を促すこととし爾來勸

獎中の處最近毎納期徴收難にのみ惱まされたる弘  
 法寺遊廊營業者に於て自發的に國家至高の盛儀た  
 る御大典を記念する一として今後國民の三大義務  
 の一に屬する納稅の完納を確實に履行することよ  
 し茲に貸座敷營業者全部を組合員とする弘法寺納  
 稅組合を設置し組合員は平素納稅準備の爲日掛に  
 依る納稅貯金を勵行することとなり組合長は互選  
 により井田虎松氏就任幹事は岡崎勇氏外に書記一  
 名を置くこととし十月十日より實施することとな  
 り組合規約左の如し

萩町弘法寺納稅組合規約

第一條 本組合は組合員の納稅義務を確實に履行  
 せしめ益々其の美風の涵養に努め公德心の向上  
 を期するを以て目的とす  
 第二條 本組合は萩町弘法寺納稅組合と稱し萩町  
 弘法寺内に居住する貸座敷營業者を以て組織し  
 事務所を萩町貸座敷營業組合事務所内に置く  
 第三條 本組合に組合長一名幹事一名を置き組合  
 長は組合員互選し幹事は組合長之れを指名す

組合長及幹事の任期は滿二ヶ年とす但し事故の  
 爲辞任したる場合に於ける後任者の任期は前任  
 者の殘任期間とす

第四條 本組合に書記一名を置く但し書記の給料  
 及手當に付ては組合總會の決議を以て組合長之  
 を定む

書記は組合長の命に従ひ諸般の事務を整理す

第五條 組合長の擔任する職務の概目左の如し  
 一、組合員に係る徴稅令書又は納稅告知書を  
 町役場より受けたるときは速かに組合員に  
 配付すること

二、各組合員に納期を失することなき様納期  
 前に於て適當の方法を以て注意を促すこと

三、組合員中納期限迄に納入せざる者あると  
 きは之を督勵し尙ほ納付せざる場合は直ち  
 に之を町長に報告すへし

四、組合員をして平素納稅準備を爲さしむる  
 爲納稅貯金(日掛又は其の他の方法)を獎勵  
 に努力すへし

五、組合員中より徴税令書又は納税告知書に付疑ある旨の通知を受けたるときは直ちに之を取調へ其の結果を本人に通知すへし

第六條 組合員は第一條の目的の遂行を期するは勿論左の事項を誠實に履行するものとす

一、組合員は常に納税期日に留意し納税義務を確實に履行する爲納税貯金(日掛)を爲す等平素より納税準備を怠らざる事

二、徴税令書又は納税告知書を受けたるときは必ず納税期日迄に税金を納入する事

三、各組合員中納税金額に異動(藝娼妓の開廢業其の他病氣又は仲居の數)を生じたるときは直ちに組合長に通知すへし

四、前各號の外組合會議の決議事項並に納税其の他公共の事項に關する組合長の通知を遵守すること

第七條 本組合に納税に關する帳簿を備へ置く事

第八條 組合員は各自の納税額に依り納税貯金を定め組合長に通知し置くへし

第九條 貯金は幹事に於て集金し組合長に送付す

るものとす

第十條 貯金は各組合員毎に通帳と爲し組合長之を代表組合長に於て保管する集金は其の都度郵便貯金とすること

第十一條 本組合に於て受けたる納税獎勵金及貯金利息は組合の基金として積立て置くものとす但し左記の場合に於ては之を支出することを得

一、組合の經費に充つるとき

二、組合員の税金を一時立替へ納付するとき但し旅行其の他万止むを得ざることに限る

三、組合總會の決議を経たるとき

第十二條 組合長に於て前條の場合止むなく一時立替へを爲したるときは爾後速かに辨償せしむへし

第十三條 本組合は各組合員の貯金を以て納期日迄に指定の場所に納付し其の領收證は保存すへし尙ほ組合員中右貯金額にして納付金額に達せざる者あるときは組合長より之を注意し速に増加貯金を爲さしむへし

第十四條 組合員にして税金を滞納し其の他本組

合の規約に違背したるときは組合の臨時總會(三分の二以上出席)を開き相當處分すること

第十五條 本組合に於て前條の處分を爲すと雖尙ほ背せざる組合員あるときは組合の臨時總會(三分の二以上出席)を開き最後の手段として除名處分を爲すことを得

除名處分を受けたる組合員は組合員の資格及權利を失ふものとす但し前記の場合に於ては組合長は此の旨を町長に報告すへし

第十六條 本組合の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日に終るものとす

第十七條 組合長は毎會計年度末の翌月に於て一ケ年度間の各組合員の貯金並に納税額及現在額其の他組合基金の收支を精算し組合の定時總會を開き報告すへし

前第十一條の領收證は精算報告の際交付すへし

第十八條 組合長は本組合に於て事務の都合上會議の必要を認めたる場合は何時にても臨時集會を開くことを得

第十九條 新たに貸座敷營業を開始したる者は本

組合に加入する義務あるものとす

第二十條 本組規約は組合員三分の二以上の同意を得るにあらざれば改正することを得す

附 則

本規約は昭和參年拾月拾日より之れを實施す

◎昭和三年度九月分

納税成績

九月分税金は畑租及雜地租第一期の二種にして全部完納の成績を得たり

□	□	□	□	□
□	□	□	□	□
□	□	□	□	□
□	□	□	□	□

軍 事

◎赤十字社々員總會

昭和三年十月七日午前十時より萩明倫小學校講堂に於て日本赤十字社萩町分區總會を開催せり當日山口支部長代理として山口支部機部主事臨席告辭を代讀し萩分區長林勇輔の式辭社員總代山根鐵藏氏の答辭あり式後萩町公會堂に於て晝餐を供し餘興として淨瑠璃及琴尺八の合奏あり總會當時の社員數左の如し

一、社員總數 一千二百五十人

内

特別社員三十一人 修身正社員六百二十七人

正社員三百七十一人

今回入社したる社員數 修身正社員 六人

正社員 二百十五人

◎愛國婦人會々員總會

昭和三年十月八日午前十時より萩明倫小學校講堂に於て愛國婦人會萩町委員區總會を開催せり當日山口支部長大森道子氏の告辭萩町委員區長代理林勇輔の式辭會員總代谷井キク氏の答辭あり式後萩町公會堂に於て晝餐を供し餘興として淨瑠璃及琴尺八三味線の合奏あり總會當時の會員數左の如し

一、會員總數 一千〇九十八人

内

特別會員 三十四人 終身會員 四百十六人

通常會員 二百三十三人

今回入會したる會員數

特別會員 六人 特別年賦會員 十人

終身會員 三十二人 通常會員 三百六十七人

◎現役兵及補充兵證書

交付式施行

十月十五日萩町役場に於て昭和三年度徵集の現役兵及補充兵證書交付式を施行し式後林町長及武居聯合分會長の訓示ありたり其の氏名及入營部隊入營期日等左の如し

現 役 兵

歩兵第四十二聯隊 昭和四年一月十日入營

萩 杉山朝夫 椿東 大田常一 越ヶ濱 杉本源藏

萩 島崎正雄 椿東 吉岡重春 越ヶ濱 高橋篁一

萩 村上正武 椿東 大村武一 越ヶ濱 吉村吉藏

萩 和田定雄 椿東 中村彌一 越ヶ濱 白石梅男

萩 村田 正 椿東 森田吉三郎 越ヶ濱 山下松次郎

萩 三好武雄 椿 中村三郎 越ヶ濱 石飛倉松

萩 福山俊雄 椿 齋藤久義 越ヶ濱 末武熊一

萩 福田政助 椿 神崎勇一 山 田 植木晴良

木間 坂本良助

歩兵第七十九聯隊 昭和三年十二月一日入營

椿東 伊藤重雄 越ヶ濱 石田倉一 椿 國森幸一

椿東 波多野光三 越ヶ濱 楢本行芳 木間 山根新一

騎兵第五聯隊 昭和四年一月十日入營

山田 西村友一

野砲兵第五聯隊 昭和四年一月十日入營

萩 山根 覺 椿東 福永善吉 山田 橋本助一

萩 宮野五郎 椿東 長安 茂 山田 來島正一

椿 田村秀雄

工兵第五大隊 昭和四年一月十日入營

越ヶ濱 吉村政一

電信第二聯隊 昭和四年一月十日入營

萩 西本政一 椿東 山根清勝 山田 來島信雄

萩 前田忠雄

輜重兵第五大隊 昭和四年一月十日入營

萩 松中榮一 萩 井町梅三郎 椿 齋藤二郎

萩 松本 博 椿 田村英雄

歩兵第四十三聯隊看護卒 昭和四年一月十日入營

萩 戸村政一 椿 中村二郎

步兵第七十八聯隊看護卒 昭和四年一月十日入營  
 萩 宮本定雄 椿東 田中章夫  
 吳海兵團 水兵 昭和四年六月一日入團  
 萩 赤崎六郎 椿東 岩崎義晴 山田 伊藤與一  
 萩 西田茂一 越ヶ濱 阿部太一 山田 藤崎平五郎  
 吳海兵團 機關兵 昭和四年六月一日入團  
 萩 福井宗吉 萩 岸田祥譽  
 輜重兵第五大隊  
 輜重輸卒  
 昭和三年十二月一日入營  
 萩 柳井倉松 萩 武安武好 萩 片山秀作  
 山田 小橋一郎  
 昭和四年二月一日入營  
 椿 森永政忠  
 昭和四年四月一日入營  
 萩 厚東民雄 萩 岡田慶道 萩 松屋新吉  
 萩 宮木一男  
 昭和四年六月一日入營  
 萩 好木貫一  
 昭和四年十月一日入營

椿東 吉村周三 山田 田村 保  
 步兵 第一 補充兵  
 萩 岩崎信一 萩 藤原秀雄 全 鎌屋重輔  
 全 油屋 實 全 來島 滿 全 松浦 正  
 全 河上熊一 全 阿部利三郎 全 桑原信一  
 全 宮田榮吉 全 藤井清一 全 古谷金次郎  
 全 原田申三 全 黒瀬太郎 全 黒川信之  
 全 阿部文一 全 津田秋男 全 田中 誠  
 全 波多野長三 全 松野源一 全 松浦隆男  
 全 安田利三郎 全 牧野龜松 全 荒川重時  
 全 安永興一 全 坂田治郎 全 河村芳雄  
 全 守永三郎 全 河添國市 全 勝部民治  
 全 井町一徳 全 長田十治郎 椿東 吉村藤重  
 全 浦上吾一 全 佐田 一 椿東 嶋戸教一  
 全 藤山初彌 椿東 岡本 伸 全 中村正雄  
 全 宇田川克己 全 末武正重 全 原野竹雄  
 全 増野榮四郎 全 末武好助 全 藤田彌太郎  
 全 中村徳一 全 小野村章 全 前田牧人  
 全 守永治三郎 全 三戸信雄 椿 池田山之

萩 山根信昌 椿東 岩本音熊 椿佐々木一清  
 全 中村四郎 全 繩田 馨 全 矢野孝徳  
 全 西村彦右衛門 全 重村音人 全 羽倉治郎  
 全 中川 勇 全 森野一助 全 赤木 實  
 全 福原千熊 山田 坂本要次郎 山田 磯部正吉  
 山田 網屋正吉 山田 神田義一 山田 岩本清春  
 山田 杉山初夫 山田 原田泰三 山田 西村七五郎  
 山田 細井龜一  
 野砲兵  
 萩 梅屋縁郎 椿東 池田音熊 椿東 南方木二  
 椿東 増野三郎  
 工兵  
 萩 井町新市 山田 福永初男  
 電信兵  
 萩 増山時政  
 機關兵  
 萩 植田 讓

看護卒  
 萩 金子敏雄 萩 内藤駿兒  
 輜重輸卒  
 萩 竹下末一 萩 山縣信夫 椿東 櫻田直正  
 全 今井滿馬 全 守田新一 椿東 岡田二郎  
 全 河村次一 全 小倉四郎 椿東 中村 亘  
 全 吉田房一 全 神南久熊 椿東 高杉重雄  
 全 恩村藤通 全 森田信一 椿東 井町幸一  
 全 幸村 實 全 津村教介 椿東 梅尾正行  
 全 上田秀夫 全 中嶋源藏 椿東 吉村治夫  
 全 小島 保 全 末成 芳 椿東 松村吉忠  
 全 三隅長次 椿東 古屋市藏 椿東 原田虎雄  
 全 三島 毅 椿東 原内宇一 山田 山根榮一  
 山田 福田五郎 越ヶ濱 井町五郎一 木間 木村好男  
 山田 角屋隆助 越ヶ濱 榎本政雄 木間 小埜文雄

第二補充兵  
 萩 兼田宗吉 萩 柴田信覺 椿東 田中直孝  
 全 田原宗一 全 長谷幸一 全 鳥田十郎  
 全 倉増信明 全 吉屋宣敬 全 三好繁太郎  
 全 國近義正 全 中田秋春 全 安田 巖

萩 林 三良 萩 古屋 繁 椿東 内山好助  
 全 波多野義次 全 溝部 博 全 中谷市郎  
 全 佐々木好次 全 堀 孫衛 全 末武末吉  
 全 西村 濟 全 松浦榮一 全 井町甚吉  
 椿東 木村万作 椿 好川清始 山田 中村一太郎  
 全 桑原萬博 全 土屋熊一 山田 池田信義  
 全 齋藤 齋 全 八道吾一 山田 山下捨松  
 全 田中忠利 全 國守忠義 山田 藤崎三一  
 全 藤山 勇 全 赤木高男 山田 藤田國藏  
 全 大田貞助 山田 角屋龜一 山田 來島安雄  
 全 陶山亮一 山田 萬屋仁八 山田 高橋周平  
 全 赤崎倉一 山田 岩本末松 山田 福田 茂

◎御親閱竝に觀兵式及觀艦

式に出場する者

來る十二月三日東京に於ける 天皇陛下の御親閱  
 竝に觀兵式及觀艦式陪觀の爲萩町在郷軍人分會よ  
 り代表者として上京すへき者左の如し

萩町聯合分會 陸軍歩兵中佐 武居 重治

萩分會 陸軍歩兵大尉 二階 榮  
 全 陸軍歩兵上等兵 長野 勘次  
 椿東分會 陸軍歩兵特務曹長 金子 宗七  
 全 陸軍歩兵上等兵 三戸 幸一  
 椿分會 陸軍歩兵大尉 平野 斌  
 全 陸軍歩兵上等兵 池田 房一  
 山田分會 陸軍歩兵上等兵 永富 義介  
 全 陸軍輜重兵軍曹 埜 正義  
 越ヶ濱分會 陸軍歩兵曹長 岸田 隆吉  
 全 陸軍歩兵一等卒 河村 利介

◎帝國在郷軍人會椿東分會

總會及家族慰安會

椿東分會は十月三日午後五時より萩町活動寫真常  
 設館永樂座に於て總會を開催し橋本分會長武居聯  
 合分會長の告辭及事業報告の後分會長分會副長交  
 代の辭金子新分會長の挨拶あり閉開引續き午後七  
 時老幼男女千數百名より成る家族慰安會を催ふし  
 吳鎮守府所藏の映畫を上映し主として海軍事情を

◎海軍將校任官

萩町大字平安古千三百三十一番屋敷  
 少尉候補生 三井 謙 二  
 萩町大字椿東二千三百六十八番地  
 少尉候補生 吉津 信 一  
 昭和三年十月一日任海軍少尉  
 萩町大字御許町百四十三番地 守田 吉光  
 昭和三年十月一日任海軍豫防機關少尉

◎勤務演習召集

本年十二月一日より二十一日間野砲兵第五聯隊へ  
 演習召集を令せられたるもの左の如し  
 大正十四年徵集 下士 一名  
 大正七年徵集後備役砲兵 兵卒 五名  
 本年十二月三日より二十一日間騎兵第五聯隊へ演  
 習召集を令せられたる者左の如し  
 大正十三年徵集豫備役騎兵 兵卒 一名  
 本年十二月一日より二十一日間下關重砲兵聯隊へ

紹介し頗る盛況裡に一夕の歡を盡したり尙ほ橋本  
 分會長は映畫の間を利用し在郷軍人會の事情河村  
 椿東青年訓練所主事は青訓の目的及成果等に就て  
 詳細なる講演を試み家庭との連絡を求むると同時  
 に其の理解を得ることに努め相當の効果を擧げて午  
 後十一時解散せり

◎萩町公傷兵慰安會

十月二十一日午前十一時より萩町公會堂に於て公  
 傷兵の慰安會を開催せり出席者は西南役に從軍せ  
 る本年七十七歳の刀禰鶴松氏を初め最近西伯利亞  
 軍に從軍せる山本直輔氏等十六名にして武居聯合  
 分會長の挨拶公傷病兵總代片山砲兵少尉の答辭あ  
 り引續き簡素なる午餐を供し席上西南の役日清日  
 露の大戦役より北清青島西伯利亞等に於ける苦戦  
 及活動狀況等各人の辿りし徑路に由り往時の壯烈  
 悲惨なる懷舊談湧くが如く時の過ぐるを忘れ和樂  
 歡笑の裡に午後三時半大日本帝國及萩町聯合分會  
 の萬歳を三唱し解散せり



平均	一、〇三八	—	—	二五	二九	三五	三二	三四	三三	三六	一五	—	—	二
----	-------	---	---	----	----	----	----	----	----	----	----	---	---	---

土 木

◎道路改築縣費補助

大正十三年度に於て施工せし萩停車場並に玉江停車場に通ずる町村道の改築費に對する本年度縣費

補助金參千五百貳拾圓交付の件十月三日付を以て本縣知事より許可ありたり

通 信

萩郵便局三年十月分事務取扱状況

種 別	前年取扱數	本年取扱數	増 減 數	種 別	前年取扱數	本年取扱數	増 減 數
通常郵便物配達	三八八、〇六六	二八八、三八〇	△九九、六八六	小包配達	二、一八八	二、二三七	〇四九
	三三三、四九九	二五七、四五六	△七五、九三三		三、八三八	四、〇八七	二四九

電 報 受 付	三、七五四	三、三〇〇	△四四
中 繼	五、八五七	五、八一〇	△六七
爲替振出口數	二、三三六	二、一三七	△一九
全 拂 渡 口 數	一、三三五	一、五九	二二四
全 拂 渡 金 額	一、八九二	二、三〇六	四四
全 振 出 金 額	三、一九四、〇〇七	三、〇〇六、七五三	三〇〇
全 拂 渡 金 額	四二、九一、三四〇	四二、八七〇、三九	五三〇
貯金預入口數	一、八四九	二、四八二	六三三
全 拂 戻 口 數	七四二	八三七	九五
全 預 入 金 額	三〇、九三、七〇三	三〇、八五〇	六五三
全 拂 戻 金 額	一八、五〇六、九五四	一八、七六、二九	二四八
保險募集口數	六九	二四二	一七三
全 金 額	九、一九一、一〇〇	九、二二〇、二〇〇	二二九
保 險 料	四一、六〇〇	一六、五〇〇	二五、一〇〇
郵便年金口數	三〇	三〇	〇
全 年 金 額	一、五八、〇〇〇	一、四八、〇〇〇	一〇〇
全 掛 金 額	二七、二一〇	二七、二一〇	〇

備考 通常郵便物數の前年取扱數劇増せるは縣會議員選舉關係郵便物の増加したる爲なり

萩郵便局十月中行事

- 一、會計事務實地検査  
萩郵便局會計事務實地検査の爲廣島遞信局より上崎、畑兩遞信局書記來萩十月四日より八日まで滞在検査を終了せり
- 一、精神修養講話會開催  
萩局にては十月八日本願寺布教師渡邊直入氏を聘し局員に對し精神修養講話會を開催せり
- 一、廣島遞信局保險課長一行來萩  
十月十日廣島遞信局石野保險課長は道丸遞信局書記と共に來萩萩郵便局に於て阿武大津兩郡三等郵便局長三十餘名を招集し簡易生命保險取扱に關する講話會を開催す
- 一、健康診断執行  
萩局にては局員の保健衛生状態に關し十月二十三日より引續き玉木囑託醫に就き局員全体の健康診断を行ひ保護衛生に付き最善の注意を拂へり
- 一、従業員及家族慰安會開催  
十月三十日三十一日の兩日江向松竹館に於て萩局従業員并萩局駐在技術官及家族の慰安會を開催し活動寫眞を觀覽せしめ従業員に對しては紅



白餅一重及菓子一袋宛を配付し一同歡を盡し午

後十時半散會せり

### 衛生

#### ●昭和三年一月以降 傳染病患者數

病名	十月中發生數	九月迄發生數	計
腸窒扶斯	一	三	四
バラチアス	一	一	二
赤痢	八	五八	六六
赤痢疑似	三	三八	四一
實扶的里亞	一	七	八
猩紅熱	一	一	二
痘瘡	一	一	二
計	一〇九	二二一	三三〇

右の内死亡者は赤痢十名赤痢疑似十九名實扶的里亞一名計三十名なり

#### ●昭和三年一月以降死亡者 埋火葬男女別

計	一月以降九月迄		十月中		計
	女	男	女	男	
火葬	一七五	一九一	二二	九	二一四
埋葬	七四	七九	九七	四六	一八八
計	二四九	二七〇	一二九	五五	三〇三

### 人事

#### ●戸籍と身分關係(其の六)

##### 隱居

隱居とは戸主權喪失の原因であり即ち戸主たる地位を退隱することを目的とする意思表示を云ふのである故に隱居は戸主たる身分を離れ一家の家族たる身分を取得するのであるけれども隱居は戸主の任意の意思發動に依るべきものであつて他より強制せらるべき行爲ではない又隱居は戸主權を拋棄するの作用であつて従つて家督相續開始の原因をなすものであるから之れが意思表示を爲すには法律に於て無制限に之を許してはならない之れには條件が規定してあつて民法上普通隱居特別隱居の二種に區別してある

##### 一、普通隱居

普通隱居は民法第七百五十二條に規定してあつ

て左記(1)(2)の條件が必要である

- (1) 滿六十年以上なること
- (2) 完全の能力を有する家督相續人の單純承認を得たること

##### 二、特別隱居

特別隱居は之を別ちて(イ)裁判所の許可に依る隱居(ロ)女戸主の隱居との二つとす

##### (イ)裁判所の許可に依る隱居

此の隱居は普通隱居に於ける條件を具備することなきも裁判所に於て隱居者の申請に依り正當の事由ある場合に限り許可することを云ふのである正當の事由とは民法七百五十三條に規定せる戸主が疾病、本家の相續又は再興其の他已むを得ざる事由に依り爾後家政を執ること能はざるに至りたる場合などを言ふのである

##### (ロ)女戸主の隱居

女戸主は年齢に拘はらず隠居が出来る女子は婚姻又は婿養子縁組、入夫婚姻等に依り配偶者を得其の夫の援助の下に生活すべきが普通の状態なりと言はねばならぬ従つて女子は婚姻に依り他家に入るの必要を生ずること自然の常態なるを以て只に一般隠居の條件を守るにあらざれば隠居が出来ぬなど云つては女子の境遇に對し過酷に渉るのみではない爲めに處世を誤らしむることがあるから民法は何時にても隠居意思を決定するの能力を有するに至つたときは女戸主に限り隠居を爲すことを許してある但し家督相續人の單純承認を得ること又女戸主が有夫の婦な

昭和三年十月中

るときは夫の同意を得ることを必要とする

●萩町人口動態

十月中以降	婚姻	離婚	出生	死亡	死産
計	五〇三	五三	五、二、二、六	七、九	七

●受刑者

萩町に本籍を有する者にして關係司法裁判所より受刑の通知を受けたる者左の如し

罪名	人		計
	萩町に現住する者	萩町に現住せざる者	
賭博	一	一	二
横領	一	一	二
詐欺	一	一	二
船舶底曳網漁業取締規則違反	一	一	二
合計	四	四	八

一月以前年一月以降  
降累計十月迄の分累計

社會事象

●矯風獎善に關する  
實行事項に就き

萩町は近時物質的にも將た精神的にも進歩の認めべきもの尠なからざるに付ては此の際更に矯風獎善に關し實行を期することゝなし曩の區長集會に於て滿場一致を以て左の通の協定を遂げたり

●矯風獎善に關する協定事項

- 一、一月の互禮會を勵行し年始の回禮を廢すること
- 二、集會の時間を勵行し他人に迷惑を懸げざること
- 三、毎月末日を勘定日となし月拂ひを勵行すること
- 四、常に産業の振興に勵み勤儉の美風を増進すること

窃盜	人		計
	萩町に現住する者	萩町に現住せざる者	
自動車取締令違反	一	一	二
齒科醫法違反	一	一	二
傷害及脅迫	二	一	三
陸軍々人服役令違反	一	一	二
合計	五	四	九

様心懸くること

- 五、毎月一日、十五日の二回自宅の神棚を清掃し産土神社又は最寄の神社に參詣すること
- 六、毎月二回以上佛殿及祖先の墳墓を清掃すること
- 七、結婚の席上に於ける色直し著更への舊慣を廢すること
- 八、葬儀の際膳部の仕向は簡素なるを尊むこと
- 九、区内に死亡者あるときは弔意を表し努めて會葬すること

- 一〇、會葬者に對しては物品の施與を爲さざること
- 一一、祭日其の他の招客は親族及故舊の者に限ること
- 一二、贈答品は誠意を表現するの程度に止め虚飾ケ間敷行爲を避くること
- 一三、毎年一回井戸深へを爲すこと
- 一四、各自の邸宅前及所有地に沿へる道路並に側溝の掃除を怠らぬこと
- 一五、道路の障碍となる樹木を伐採すること

- 一六、河川又は溝渠に塵芥を棄てぬこと
  - 一七、租税の納付期限を過らざる様注意すること
  - 一八、軍人の出發又は歸郷に際し見送り出迎へ等に對し饗應を爲さざること
- 以上
- 右協定事項は印刷に附し區長役場を経て各戸に配付せり

◎戸主會主婦會の設立に就き

- 戸主會主婦會は在郷軍人分會青年團及處女會を併せ自治の基礎團體と謂はるゝは今日の時勢に處し必要なる機關なれば曩の區長集會に於て御大禮の當年を期し之を設立することを滿場一致を以て決定せり其の準則左の如し
- 萩町何々區戸主會々則
  - 第一條 本會は区内の親睦を圖り兼て区内に於ける公益を増進することを以て目的とす
  - 第二條 本會の區域は萩町に於ける區長役場設置區域に依る

第三條 本會は区内各戸の戸主寄留者滞在者在に在りては其の世帯主を以て會員とす

第四條 本會に會長一名副會長一名を置く  
會長は區長を以て副會長は區長代理者を以て之に充つ

第五條 三會長は本會を代表す

第六條 本會は會長に故障あるとき之を代理す  
副會長は會長に故障あるとき之を代理す  
三會長は會員の互選を以て評議員若干名を置く

第七條 評議員の任期は一ヶ年とす但し滿期再選を妨げず

第八條 評議員會の職務權限左の如し

- 一、總會に提出する諸案件に付審議すること
- 二、總會に於て議決すべき事項にして臨時急施を要するもの
- 三、其の他會長に於て必要と認めたる事項

第九條 本會は春秋の二期に於て定期總會を開く

第十條 本會の事業其他必要なる事項は總會の議決を経て之を定む

第十條 本會の經費は寄附金補助金及會員の醸出金を以て之に充つ

第十一條 本會の會計年度は四月一日に始まり三月三十一日を以て終る

第十二條 本則の施行に關する必要なる事項は總會の議決を経て之を定む

萩町何々區主婦會々則

第一條 本會は区内の親睦を圖り兼て区内に於ける公益を増進することを以て目的とす

第二條 本會の區域は萩町に於ける區長役場設置區域に依る

第三條 本會は区内各戸の主婦寄留者滞在者在に在りては其の世帯の主婦を以て會員とす

第四條 本會に會長一名副會長一名を置く  
會長は區長の夫人を以て副會長は區長代理者の夫人を以て之に充つ

第五條 會長は本會を代表す

第六條 副會長は會長に故障あるとき之を代理す

第七條 本會は會員の互選を以て評議員若干名を置く

評議員の任期は一ヶ年とす但し満期再選を妨  
けず

第七條 評議員會の職務權限左の如し

- 一、總會に提出する諸案件に付審議すること
- 二、總會に於て議決すべき事項にして臨時急  
施を要するもの

三、其の他會長に於て必要と認めたる事項

第八條 本會は毎年一回定期總會を開く但し必要  
に依り臨時總會を開くことを得

第九條 本會の事業其の他必要なる事項は總會の  
議決を経て之を定む

第十條 本會の經費は寄附金補助金及會員の醸出  
金を以て之に充つ

第十一條 本會の會計年度は四月一日に始まり三  
月三十一日を以て終る

第十二條 本則の施行に關する必要なる事項は總  
會の議決を経て之を定む

以上

### ●窮民へ施與

萩町常教寺内に事務所を有する萩信生婦人會は現

に萩町の救護を受くる窮民をして御大禮の盛儀を  
奉祝せしめたまき意味に於て同會の行啓記念事業と  
せる奉公貯金の一部を割き此の外に今回同會員の  
奉仕として御大禮記念マークを頒布したる手數料  
の交付金を併せ合金貳拾圓を萩町に寄贈せり右は  
萩町の御大禮に當る給與と共に夫々本人の手許に  
分配し彼等無告の同胞をして歡ひの裡に此の尊き  
御盛典を迎へしむることとせり



## 雜 事

### ◎大 禮 本 義

大禮使事務官 星野 輝興

大禮奉祝の至誠は、文字より聲となり、聲より  
形となつて、今や瑞氣天地に滿ち、御同慶に堪へ  
ない次第である。

ついでには、この機會において、奉祝の意を一層  
深め、一層強める意味で、大禮諸儀の概要を述べ  
ると共に諸儀に内在し、漲滿した御意義を拜察し  
ようと思ふ。

即位禮の意義については、世間の學者は一も二  
もなく、即位の事を告げ給うのだ、臣民および外  
國に宣示せられるのだ、平つたくゆいば、踐祚に  
おいて皇位を御繼承になつたことを御披露あそば  
されるのだ、その證據には、昔は踐祚も即位も一  
つで、これが二つに別けられたのは、中古以來の

ことであるが、甚だ遺憾ながら、この説は  
現代の制度からは踐祚後の朝見式の勅語がこ  
れを否定して、過去でゆくと、日本書記以後  
の國史は、斷じてこれを受け入れないのである。

日本書記四十一代の御即位を案じ奉るに、何か  
云々のあつた場合、または受禪即位の場合等を除  
くの外は、踐祚と即位との間には相當の期間があ  
つたのである。さらに突き込んで伺うと、御即位  
の時、天皇の名をもつて御即位になつた御代は餘  
り多くなく、大方の御代は御名または元の御身分  
の名をもつて、御即位になつてあらせられる。こ  
れは何を示すか、踐祚と即位が大昔は一つだなど  
ゆうことは既の問題はないのである。

そこで、この真相を拜すべく續日本記以下  
を仔細に伺うと、即位と事の極まるまでは神器を  
お受けになつておられても、換言すれば、踐祚あ

らせられても、東宮とか殿下とか申上げることが  
少なくないのである。その前後の事情の最も明瞭  
であるのは、文徳天皇の御即位の當時の事を記し  
奉つた、文徳實録の初めのところである。|| 改版  
の國史大系六國史第三冊四九より五〇六|| その  
記録によると、陛下には先帝崩御後、ただちに神  
器をお承けになるが、依然殿下と稱され、令旨と  
仰せられたのである。

そこで、臣下はしきりに陛下と申上げたい、勅  
と仰出されたいと御願をしたのである。けれども  
なか／＼御許しがなかつたが、遂に餘儀なくこれ  
をお許しになることになると、ただちに即位禮を  
行わせられることを仰出しになり、天皇と申され  
陛下と稱せしめられ、勅と仰出されたのである。

この御事態は單純には拜察はできまいが即位以  
前と即位以後とは、格段の差異があつた。少く  
とも、即位前においては、天皇と稱せられなくとも  
もよかつたとゆうことは申上げ得ようと思われ  
この事實からさらに考へを廻すと主權者であら  
せられるにもかゝらず、天智天皇が六年間皇太

子の名をもつて、天下の制をきこしめしたとゆう  
ことも、大した異列ではないように拜せられ、六  
十九年間の神功皇后の攝政も納得のできる氣がす  
るが、それはそれとして、その差異を生じた原因  
が、到底御披露をしたくないでないことは、もち  
ろんであるしからば原因は何か。

踐祚は神器をお受になり皇位を御繼承になつた  
のであるから、主權者の意味においての天皇であ  
らせられることは、ゆうまでもないが、なせ元の  
御身分でもよかつたか、なせ天皇と稱せられるこ  
とを御ひかがができたか、なせ即位になれば元の  
御身分のお稱ができなかつたか、なせ即位と極ま  
ると天皇と稱せられたか、そこには即位とゆうこ  
とに、重大の意義の存在を認めなければならぬ  
と思う。しからば

即位とは何ぞや、ゆうまでもなく、位に即く  
わしくゆいば、高御座に即き給ふことである。す  
るとこの高御座に原因がなくてはならない。こゝ  
において高御座そのものを仔細に伺わなければな  
らないことになるのである。

高御座は、一に天津高御座と申し、神典の傳  
によつて、古來皇祖の御座とゆうことになつてい  
るが、稱呼や古傳以前にこれを具體的に立證する  
ものを拜すると、神武天皇は御即位にあたり、こ  
の高御座を、弘皇孫養正之心と宣わせられ  
歴代の天皇がこの高御座にお昇りになつた時、現  
津御神と御親から宣わせられた儀式書によると、  
昔陛下が高御座にお昇の時は、當日寅の一刻、現  
時の午前四時に御湯殿の儀があり、この際その神  
聖を保つため御弓の行事があつた、またこの高御  
座にお昇りになる時は、必ず式の次第によらない  
で、吉時をお用いになつた等のことがあるが、さ  
らに現在の御模様を拜すると、無數のお鏡が飾ら  
れ、特に御屋根裏、おそれながら陛下御髪の上  
に大鏡がはめられてあることや、出御になつてか  
ら褰帳され垂帳されてから入御になること、庭上  
の鋪設等を拜すると、そこに皇祖の靈座、神の座  
少なくとも現代の御生活を超越した玉座とゆうこ  
とは、否應なしのこと、思うと同時に、昔からの  
言傳の空言でないこと、思うこと、思うこと、

かように考へて、さらにスメラミコトのスメラ  
が正しく皇祖の御事であるとゆうことなどを思い  
廻らせば、高御座は實に皇祖の靈座で、即位とは  
皇祖の靈座にお即きになること、皇祖として天下  
を見舞しますことになり、踐祚において神器をお  
承になり、主權者とならせられた天皇が、即位に  
おいて皇祖の靈座にお即きになつたことになる。  
これで以上述べたすべてが解決されると同時に  
わが陛下におかせられては單なる主權者ではあら  
せられない、これに加わるに神として御立場のあ  
らせられるとゆうことが考へられて、われ／＼が  
幾千年來頭腦の底の底にこびりついている、わが  
國の天皇のただの主權者ではあらせられない、神  
様、生神様、現津御神、現世における皇祖天照御  
大神であらせられると確信していたことが根據つ  
けられた感がある。

御即位本來の意義は、かくの如きものであると  
ゆう觀念の下に、現時の御儀を少しく實際的に考  
へて見ると、  
現時は昔と違い即位禮が、賢所大前の儀と、紫宸

殿の儀との二つに別れている。

賢所大前の儀にいたつては、世間では一も二もなく皇祖に即位のことを奉告するのであるとゆわれているが、これは明治維新前の即位式に香を炷いてこれを天に告ぐとした、支那風のことを明治元年の時に御取止になり、明治四十二年登極令に賢所大前の儀を御制定になつたので、これから早合點されたものと思ふ。

しかし、炷香告天は大前の儀御制定の動機となつたかも知れないが、これに根據したものでない。

大昔から賢所は、皇祖として御奉仕になつておられる一面、神器として奉戴されたが、今から一千百年ばかり前の、淳和天皇の天長年間から、神器として如實に奉戴することを憚られ、皇祖としてのみ奉齋になつて踐祚の際は三箇日の御供をする即位の際は四十合の神饌、御床上げ等の神事があつて、今日におよんでいるのである。

ゆゑに只今でも、踐祚の際祖宗の神器を承くと皇室典範にある。けれども實際を拜しますと、神

鏡は祭典で、劍璽は渡御で御承けになつてこの意味において、即位禮の際高御座に御奉戴あらせらるへき、神器中の神器である神鏡を祭典をもつて奉齋される。

こゝに皇祖として神威は赫々たらせ給い、御崇奉の叡慮はいやが上にも増させ給い、賢所大前の儀とゆう最高の祭儀が構成されるのである。

陛下には、祭典における最高の帛の御袍を召させられ、皇祖の大前眞近の内陣に御著座、御拜あり御告文あつて皇祖崇奉の大御心は、やがて天下の平和の御祈願となり、祭儀の最高潮に至つた時無数の金鈴が鳴り響いて天上天下ただ一神の御光を仰ぐのみとなる。

皇祖の靈座である高御座において、天皇の徵信たり、皇祖の靈代たる神鏡奉戴の即位禮中、最も神聖なる部分を、皇祖の御直前において行わせられる。もう奉告を超越して、お告げになるどころでない、お告げ以上である。

かくしてその後半として午後から紫宸殿の儀となるのである。陛下には、警蹕の間に高御座に御

昇あそばされ、皇祖の御座に如實にお即きになられたので、皇祖としての大御心がこの際、その御光を新たにせさせ給うことゝ恐察し奉られるのである。

次に待従が高御座の御帳を八の字形にお開き申しあげる。これは神の開扉褰簾にも比すべき行事で、神としての陛下の御出現を意味したことを拜することが實情に適するように伺はる。

次に陛下には御笏を端して立御あそばされる。端笏立御は眞摯敬虔の表示、まごころの現われである。

陛下が皇祖の靈座にお即きになつて、皇祖の御心におなりあそばした御現われと拜察し奉るより外にないのである。

しかし、世間には、陛下が人民に對して端笏とゆうことはどうかとゆう向もあるが、神の正しきお姿はすべてかようである。そこに神人一致の惟神の大道があり、そこに君民一體のわが國體があるのではあるまいか。

次に諸員の最敬禮がある。大昔はこの際最敬禮

をして手を拍つたのである。年々の即位禮ともいわれる新年朝賀を、ミカドヲガミと稱した。皇祖としての陛下の御出現に何等の思慮の餘地もなくただ一ありがたいの一念の下に、思はず最敬禮をするのが、この最敬禮の本態と思う。

陛下の御前では、いつも必ず最敬禮であるのでこの最敬禮を特別のものと感ぜないかもしれないと思われぬ點があるが、皇室令中一項として最敬禮を明規したものはこのところよりないのである。大昔神を拜むと同一の心であつたとゆうことが今に傳わつているものと拜し奉られ、いままさらながら明治天皇の見通しの御徳には、恐れ入るより外にないのである。

次に勅語がある。神の座にお即きになつて、神の御心にならせられた大御心の發して、この勅語とゆうことになつたものと拜すべきである。

次に總理大臣が、壽詞を奏する。ありがたいとゆう一念が純眞の奉公心となつて、聖代を祝福し慶賀し、もつて忠誠を誓い奉るのである。

次に萬歳となる。祝福慶賀忠誠お誓の壽詞猶足

らすして、こゝに萬歳とあふれたのである。  
御儀はかく拜し奉れば、即位禮は奉告とか宣明とかのみをもつて申上げ奉るのでなく、一切の理屈を超越した信仰が根柢となり、しかして、地を覆う大氣の如く全體を覆うものである。

次に大嘗祭のことを述べる。  
大嘗祭の意義については、これまた今春以來、學者が發表になつたものによると、五穀豐穰の報賽のため、新穀をさしあげ、しかして、この時陛下には御相伴あそばすのだとゆうことになつてゐる。

この説によると、一般のお祭りとは別に大した差異がなく、御一代一遍の最大のお祭りとおゆうことの影もろすくなり、黒木造に昔葺の御殿を建て、お祭りをなさる理由が確然としないことになる。

否お禮とおゆうのならば、これは既に神宮を始めあらゆる神々に幣帛を奉られて、お禮が濟んでゐる。しかるに何ゆゑに同じことを同じ日に再び行わせられるかとゆうことになる。

そこで、だん／＼古い時代のことを、古い書籍

によつて伺うと、先ず第一に日本書記あたりでは大嘗とのみあつて祭の字はない。

延喜式とゆうものゝうち、祝詞のところを拜見すると、大嘗祭の祝詞、即ち大嘗祭の時、神様に申上げる祝詞には、陛下が、今日只今大嘗即ち新穀を召上り給うについて、申上げることになつてゐる。

如何に考へても、神様が主でなく、陛下が主になつてゐるのである。しかるに、陛下が主であらせられるとゆうことが、どこまでいゝるかどゆうと、今述べたことも確實な證據であるが、より確實なものがないかと注意すると、この際神様の食卓ともゆうべき神食薦と、もに、陛下の御食卓である御食薦とゆうものが、御殿の中に一所に供はられる。

しかして、古い圖によると、陛下の御食卓が主たる位置にあり、また古い御書物によると、昔は陛下の召上りものが、なか／＼多くあらせられるかくの如く拜せられるばかりでなく、神様へさしあげ給う方法は、世間によくあるサバとゆうもの

によく似ているような感じがするのである。

サバとゆうのは、大昔の風を今に残してゐる土地で往々見受けられる。飯を食べる時に、そのお初を先ず箸で取り別け、別な器物にお供の意味において容れ、一禮して後始めて飯を食べることである。

しかしてこの際、世間では神と陛下とが御食事の交換があるかのように解する向もあるが、今日まで拜見した古い書物には、必ず神様へお供をし切つた後、陛下が召上り給うとゆうことになつてゐる。

なほ、さしあがる物の内に、温きを要するものの、その温さを保つ方法は最善の手段をつくされてゐるようであるのは、神を目標とした一般のお祭りには、全然見ない現象であると思う。

この外御殿の床のお低いことやなどから、神様の御殿とゆうよりも、陛下の御殿と申上げたいものが相當にあるように伺われる。

これ等のことは、どうしても陛下が主であるとゆうことに結論されざるを得ないようである。

しからば何ゆゑにあの神さびた御殿で行われるか。何ゆゑに晝行わせられないで夜行われるか。何ゆゑに潔齊の上にも潔齊されるか。

こゝに私は一部の學者の不可解としてゐる一事に出發して、この疑を解きたいと思ふ。

古來大嘗祭に當り、陛下が廻立殿に出御になられるとこれからは陛下御自身が既に御自身のための警蹕をお止めになり高聲を嚴重に御禁止になつてゐるが、いよ／＼これから大嘗祭中の大嘗祭とゆうことになる。

神饌行立御供物が列をなして膳舎から採出して來た時に、その先頭の者が警蹕をかけることである。陛下のための警蹕を禁じてゐるのに、何ゆゑに御供物に警蹕をかけるかと、これはもつとももの疑問であるが、警蹕はゆうまでもなく行く先を警しめるもの、しかりとすればこの行列の中に非常に貴いものがなければならぬ。ゆゑに、種々調査すると、ユキスキの御米が最も大切にされてゐるしからばユキスキの御米が、昔どうゆうことに取扱われたかを取調べると、大昔においては、ユ

キスキのお米中、神にさしあげ、陛下の召上がる御飯の御料の稻の齋田とか、齋場とかに於いての取扱振りは神と同様である。神様扱になつてゐることは、さうに踏み込んで何ゆゑに神様扱にされるかその原因を神典とゆう日本書紀、古事記の神代の卷に收められたものによると、皇祖天照大御神が皇孫瓊々杵尊をわが日本の統治者として御遺しになつた時、かつて五穀の神が人類のためにその全生命を投げすて、生々の神徳のすべてを打ちこまれた五穀、しかして皇祖が「顯見蒼生の食いて活くべき者なり」人類の活力の素である、人間の生命の親である」とおよろこびになつた五穀、その五穀中最も重せさせこれを天の狭田長田に殖やしめ給うた稻穂、この稻穂によつて新嘗をきこしめし、その大御光を年々に新たにし給うた齋庭の稻穂、皇祖の大御心大御光の籠つた稻穂を皇孫に御傳になつたのである。

爾來歴代の天皇、新しく御代をしらしめす毎にこの御事を深く思召され、大嘗祭を行わせられたのであるが、この大嘗祭において一番大切の稻穂

は、こゝにこの御いわれの下に拜すべき稻穂で、ユキスキ兩田を定め、龜卜によるとうゆうの甲乙判じがたいとうゆうでなく、實にこのいわれの下に、神の御心を伺い奉つたのである。神様扱は當然のこと、思う。こゝにおいて警蹕のなぞも解けると思うが、この稻穂、この御飯はこれからどうなるかとうゆうことになるのであるが、神様にさしあげるのももちろん、陛下が召上るのも、もちろんであるが、陛下が召上りになる時、どう遊ばされたか、昔の陛下方のお記しになられた御書を拜見すると神様への御供ねが全くすみ、いよ／＼召上り給うとうゆう時に、三度手をお拍ち遊ばし、稱呼して御飯の時はお箸をお執りあそばし、白酒黒酒の時は兩手で御盃を御執りあそばし、非常な敬虔の御體度でこれをきこしめすのだと記されてある。

非常な敬虔の御體度は、神の大前と解せるが、稱呼とゆうことはオオといふことで今日でゆいばハイと返事をする。ことに近いものである。これは何のためかとうゆうことを、平安朝時代の儀式書

に徴すると、この宴會においては、陛下から臣下に御馳走を賜わると手を拍ち稱呼してこれを戴くことになつてゐるか、この場合を恐察し奉ると、神から新穀を賜つた、皇祖から齋庭の稻穂をお承けになつたとうゆうことになると思う。

こゝにおいて、大嘗祭はお承けになるに當つて先ずこれを神に奉り、後陛下が召上ると解するより外にないのであるが、何ゆゑに夜行うか。何ゆゑに神代さながらの御建物で行われるか。夜行われるとうゆうことは、神様に最も親しくお接しするのは夜とゆうことに昔からなつてゐるので、そう解してよいと思う。神代さながらの建物に對しても、神様と夜最も親しくお接しするからと解されまたさうであるが、その御殿が實は陛下本位のものであるとうゆうことがあつて、さう簡單に行かないが、私は一轉して新穀を召上るとゆう意味は何かとゆうことについて考へて見ると、神武天皇が御東選の御時、御出陣に當り、特に嚴盃の糧を召された、ところが戦が勝つたとうゆうことがあるがおもの即ち召上りものによつてこの結果を得させ

られたとうゆうことは現在なれば、神様の御供物、御神酒を戴くと同様に、神の靈氣を體内に受け、神の靈徳を把持するとうゆう、われ／＼の千古かはらざる民族的信仰である。

大嘗祭において、皇祖より皇祖の靈徳のこもりこもつた、齋庭の稻穂たる新穀をお承けになる、皇祖の靈徳をお承けになる、皇祖の靈徳を肉體にお承けになる、この時に當つて神の御生活は必然のこと、拜察される。これによつて考へると、神代ながらの御建物は神にお接しになるのに必要のばかりでなく、一面御自身が神の生活をあそばされる御ためと拜すべきものと思う。この立場からしても今日のお次第を拜するとすべてが氷解される感があるのである。

前二日の御禊即ち陛下のお祓も、前一日の鎮魂即ち將來に光明を認めた御平靜の御身心にあらせられるようお祈りをするお祭も、頓宮において大忌の御湯があるにもかゝらず、更に廻立殿で小忌の御湯があり、帛御抱尙足らすとして、神服同様の御祭服を召されることも廻立殿から悠紀主基



兩殿へ渡御の節は、神様同様御菅蓋を召され、雲と拜し得る清淨の葉薦を、御歩に随つて展へ、御歩に随つて巻くことも、又神饌をお上げしない前に、天皇陛下以外の凡ての方々が拜禮を行はれるが、これを神様を目標としたものとするを解せられないが、陛下をどうと解され、随つてその前の國栖の古風や兩國の風俗歌の奏せられるわけも神の寢座が、大昔では陛下の御料、否陛下が神としての御料と解すべきであることも、凡て合點がゆく。

こゝに至つて五穀の豊饒の御禮で、陛下は神のお相伴だなどという説は、これまた問題にならないと思ふ。しかもお禮の意味も、その實際は學者の解く以上の深刻のものである。

大嘗祭に先立つて、神宮を始め諸神にお禮を申上げてをるにもかゝらず、いよく召上がるこゆう間際にいたり、更に神恩を思召され、先ずこれを奉られる、しかもその思召が向上にまた向上せられ、今ではこの大儀が一見神様の爲とのみ解せられるまでにおよぼしたもので、いまさらなが

ら、わが皇室の祖宗御崇敬の手厚く、國威は絃に輝くのも偶然でないこと、拜し奉る。

大嘗祭はこれで一應済んだとするのが、一般の見方のようなのであるが、實は大嘗祭はいわゆる大嘗祭だけにては完成しないのである。

昔ならば、辰巳午の節會、今日では大饗第一日がないと済んだとはゆわれないのである。

昔は大嘗祭の名の内に、お祭りがあり、御宴會があり、大嘗祭の名の内に、お祭りあり御宴會ありで、全く不可分のものであつた。

これは何ゆゆか。皇祖が皇孫を御下になる時、皇孫に稻穂をお授けになつた。しかしこの稻穂は人類の命の親と、皇祖の御よろこびになつたものであるから、皇祖の御心を御心とし給う皇孫は、これを萬民にお頒ちになる。これが節會となり、大饗となつたのである。

もつとも只今の「大饗第一日は、昔即位後に行われた萬機句とゆう御宴會の意味も含んでいるが、昔の節會の色の濃厚なものである。」

大嘗祭にお受けになつた新穀へ、皇祖の靈徳を

肉體的に受けになつたそれを、萬民にお頒けになる。宴會はもとより慶賀の意味があるがそこに嚴肅の氣分があふれている。御飯を賜う、白酒黒酒を賜う、よろこびの氣あふれながらも嚴肅の氣が大饗宴場を締めている。

御宴會に劍璽の渡御になるのは、この場合よりないことを考へると、この御趣旨がはつきりとすると思ふ。

わが國は物資の分配を受けべきお方が御受けになる、しかし御獨占あそばされない。後にこれを皆のものにお頒ちになるのもつて、不變の主義とし、そこに秩序があり、そこに平和があり、そこに天壤無窮の皇御國があり、そこに四海同胞、「四方海皆兄弟」の明治天皇の御製を拜することにるのである。

帝王編年記とゆう本を拜見すると、大嘗祭をお済ませにならない前に、御退位あそばした仲恭天皇を、世稱半帝とゆうことを記してあるが、大嘗祭が單なる御禮であるならば、申上げ方が少し腑に落ちないのであるが、踐祚において神器をお承

けになり、大權を御引繼になり、即位において皇祖の靈座にお即きになつて、スメラミコトたらせられ、さらに大嘗祭において、皇祖の神徳を備へさせられ、さらにさらに大饗において皇祖の愛民のお思召しを遂げさせられ、こゝに登極のすべてがお済みになつたとすると、大嘗祭をお済ませにならない陛下を半帝と申上げたいわれも判つて、即位前は天皇と稱せられなくともよかつたやうな歴史を思い出され、わが天皇陛下の御本質が、幾分か拜せられ、神と申上げ奉られると同時に、大禮の本來の意義が確然たるものである。

わが天皇陛下の御本質のいくらかが拜せられると同時に、只今から申せば、その結果からは御親告とゆいよう、その現れた形からは、内外宣示である。情的觀察からは報本百始とゆうより外はあまるまいか、その雰圍氣からはもとより慶賀であるが、萬世相傳の大禮本來の意義は今なお眼前に巍然たるものがある(二、一一、三)(官報雜報欄記事轉載)

### ◎宗教の立場より見たる 現時の思想問題

文學博士 姉 崎 正 治  
帝大教授

人々が傳來の思想を持つて怪しまぬ時代には、思想問題といふものは起らないのであるが、然しその時代といふものに依つて色々の思想が表はれて來、内容は種々雑多であり、行途に於いてそれを考慮し反省し批判することに依つて思想が初めて問題となつて來るのである。これが即ち現下の思想問題と稱するものである。この思想混亂の時に於て思想の中に宗教を入れたらばどうか云ふ問題が起つてゐるが、然し入るべき宗教思想そのものがすでに問題であるのである。色々の問題を惹き起す唯物思想をそれによつて鎮壓することが出来れば問題は無いのであるけれど、この宗教思想の中にも色々あるので問題が複雑でありむづかしいのである。

共產主義を奉ずる人々の思想を見ると彼等にも亦宗教があるとして天國を持ち極樂を持つてゐる。彼等は天國なり極樂なりに行かんが爲に階級闘争に依りて一足飛びにそれを得やうと勇敢に戦ふは丁度尊い殉教者の如きものがあるのである。今吾々が共產主義等所謂唯物論者を敵として戦ふ如く、彼等共產主義者も又諸々の宗教を敵として戦つてゐるのである。

人間の思想の人生に於ける地位は、人間が考へるといふ事、それが一番表面に現れて思想、主義、或は教理となつてあらはれ、之が根本の原動力となつて、もつと奥の方にかくれてゐる或者を導き出すものである。感情とか發作とかが即ちそれである。人間は現實の周圍の事情によつて感化され易いものであるが、總ての色々の精神状態を含め時代の風潮、社會の状態及び人間の事情に表はれたものが、即ち現代の文化の上に現はれて來るのである。その現代文化によつて思想が育てられ、今日の所謂思想問題となつて現はれてくるものである。

具體的の觀察をするならば、現代文化の著しき進歩といふことの考へが、一方現代文化の一つの標榜は進歩であると言ひ得るその進歩は多數の人の心持ちには即ち速力となつて表はれてくるのである。例へば王朝時代は社會に進歩といふものがなかつたから牛車に乗つて悠長に歩いてゐたが、現代は圓タク自動車で飛ぶが如き速さを以て歩く云ふ風にこの二つの時代の人の心持ちには著しき差異がある。

産業の發達、運輸の利便、物資の豊富なる給供は所謂大衆の慾望を刺戟し、又物資に對するその慾望の増進は總ての社會現象の上に現はれるのである。故に科學の進歩は又大衆を常に刺戟してゐるが、之にともなつて種々なる福利の増進はあるけれど、科學の程度は總て實驗に重きを置いて、今迄の精神文化を破壊する結果を持ち來らす。この科學の態度が一般的に及んで時によつて總て物をなじつて見ると云ふの心持ちが各人の精神の中に存在するやうになつて來たのである。然らばそれを如何に指導するかと云ふに、勿論科

學に依つて得た福利は大なるものなのであるから同じ立場ではなく、一段高い所より指導する精神を以て臨まなければいけない。思想善導も賣藥の廣告式ではなく、又宗教とても中世紀のまゝの宗教ではなく新しき指導精神を以て大衆に臨まなければならぬ。

#### 二

進歩は速力であると同時に前にも述べたが、その速力と同じ速さで走らうとする氣持ちを、現代人の總ては持つてゐるが、しかしその速力と競争は出來ない。そこに人間はあせるといふ氣持ちを起して來る。人間の生長と發達は速力と同じに進むものではなく、平均して智力的にも道德的にも今日迄人間それ自身は變化をしてゐないのである。然るに四圍の状態は日に日に高速度的になりつゝあるので、人間はそれと同時に進まふといふ觀念より遂に總ての人があせり出すのである。勞働者は階級闘争によつて一足飛びに、天國を得やうとあせつてゐる。この状態が思想の上に於て左傾を生じ又一方右傾を生ずる。左傾思想は説明する迄もな

いが、右傾思想も亦随分間違つた方法手段に依つて彼等の世界を實現しようとしてゐる。又物資が豊富にこの世界の中にあるとしても、これを受ける人は全部が受けるのではなくて或る一部の人がその恩恵に浴するのであるが、そこにその物資を得たと云ふ人間としてもごかしい心持ちが出来て来てかち得たときには遂に浪費となり、奢侈となつて現はれて来る。その結果として生産者も消費者も共に物資を大切にせぬ氣風を生じて来る。しかしこれは人情の常であつて昔は貧の盗人とされたが今日は富の盗人といふつてもよいことはいくらでもある。その精神状態及社會状態は全く同一の出發點より出てゐるのである。科學に於て例へば或る學者が水銀の中から金が出たと稱したとすると、一般大衆はそれが如何にして出たものか、或ひは實際に出るものかどうかと云ふ知識はないのであるから、盲目的にそれを信じ、遂に一種の偶像化するのである。グイタミンは種々の食物の中に入つてゐるのであるから適當な食物を食べれば充分であるのに、大衆は改めて

壇につめたグイタミンを喜んでゐるが如き、一般社會状態は、物質文明及精神文明の進歩發達によつて非常に進みつゝあると普通に考へるけれど、人間は依然として奴隸状態にあるものである。産業の發達は機械の發達であるが、その機械を運用する人間が自ら機械化し又偶像化されつゝあるのである。右と左と非常に動搖してゐるやうではあるが、人間は心の中に偶像を描きグイタミンを描いて一足飛びにそのグイタミンの中に入らうとあせつてゐるのである。今日思想善導をするために悪思想の撲滅を期する等といふ言葉をよく聞くのであるが、人間でさへ撲滅することは出来ぬものを、まして人間の心の中にある思想を撲滅することは絶對に出来ないのである。その撲滅しようとする思想も亦、一足飛びに高速度を尊ぶ所謂現代人の思想ではあるまいか。

三

薬は病を療す第二第三の手段であつて、先づ精神である病を癒すといふ精神が第一である。思想の變遷は社會状態、文化の狀態の全体の結果

であるから根本的に社會を改革せねば駄目だといふ人もあるけれど、それは新宗教でも生れなくては出来ないものであり、又現にこの時代に新宗教が生れて、社會改革の烽火をあげるかも知れないのであるが、これは空想に過ぎないのである。故に現在に於ては、大衆の必を引き上げて今少し高い所から彼等の精神を矯正するといふ指導精神がなくはならないのである。

人生の行く手は永遠の旅路であり、人生には意味あり理想の實現であるとすれば、熱心なる努力によつて、人間はあせらなくとも天國に、又彼岸に達し得らるのである。その爲に宗教といふものが存在してゐる。宗教はこの救世のためにいつの時代にも存在し、戦つてゐるのである。

人生には動中静あり、忙中閑ありといふ心境がなくはならない。現代の宗教が理想主義、教理を説く前にこの閑あり、静ある修養の心を大衆に與へなくてはいけない。思想の急激なる變化、變遷ありとするも、この修養が出来てゐたなら決して驚くものではなく、これを批判し咀嚼する餘裕を

持つはずである。然らば近代文化もこれ永遠の人生旅路の急坂の一部である。

その急坂にさしかつた時、修養が足りないが故に人々は迷ひ、驚き右に去り又左に去るのである科學の進歩發達も之を吾物とし人生の旅路の友として進むのが宗教家の任務であり又祖師傳來の慈悲の精神である。

吾々は生きた人間である以上、不動の光明といふわけには行かない。砂漠の中に新緑滴る泉を求め各宗教家がこの現代文化の荒れはてた砂漠をうるほすことが任務であり、それを實行すること現代の思想善導の精神であると信ずる。(雜誌國本より抜萃)

◎温泉の分類と所在地(その四)

官報雜報欄の記事轉載

別府(竹瓦、紙谷)(大分)四七―六八度 堀田(大分)二八度 有馬(兵庫)一六―一七度 寶塚(兵庫)一五―一九度 船小屋(福岡)一八―二一度

砂連山(兵庫)二一度 蘇澳(臺灣)二三度 大塩(福島)冷泉 餘戸(岐阜)一五度 俱知安(北海道)冷泉 塩田(大阪) 不老(長野) 北の城(長野) 入山(長野) 横向(福島) 林道炭酸泉(富山)冷泉 眞賀(岡山)

(三)アルカリ温泉 湧出量一リットルに一グラム以上の固形成分を含むものであるが、就中炭酸ナトロンが多く、他の成分は乏しい。遊離炭酸の含有量は時に多く時に少ないが、常に含むものであつて、多い時はこれをアルカリ性炭酸と云ひ、更にまた硫酸鹽或は土類の含有の多少よりして、アルカリ鹽類性、或はアルカリ性土類泉(重炭酸曹達泉)とに分ける。

單純アルカリ泉 塩原(栃木)五二一六〇度 小谷(長野)四六一五九度 湊山(兵庫) 大王(宮崎) 高坪(新潟) 折橋(鹿兒島) アルカリ炭酸泉 磯部(群馬)一四一六度 瀬戸船山(和歌山)四二一六〇度 吉田鹿の湯(宮崎) 稻竈(京都)冷泉 湯村(兵庫)九〇度五九五度 安縣(鹿兒島)五三度五

アルカリ鹽類泉 塩原(栃木)一五一七〇度 嬉野(佐賀)九五度 城崎(兵庫)四五度二 湯崎(和歌山)四五度 赤倉(新潟)五四度 笠置(奈良)一三度六 妙高(新潟)

アルカリ土類泉 白骨(長野)九五度 (四)鐵泉 一リットル泉水量に、少くとも含鐵鹽類が一ミリ含まれる。そして、この温泉の屬を鐵泉と硫酸鐵泉(綠礬泉)とに大別する。前者は炭酸鐵泉のことで、その含有物により、更に炭酸鐵泉、炭酸鐵食鹽泉及び炭酸鐵鹽類に區別する。

炭酸鐵泉 別府(大分)五七度五 有馬(兵庫)松ヶ崎濱(新潟)冷泉 觀海寺(大分)五七度 芝石(大分)六九度 刈水(長崎)冷泉 桃の湯(岐阜) 東郷(鳥取)四〇一四九度 鳥越(富山)冷泉 天谷(福井)六七度 新蘆原(福井)冷泉 澁の湯(大分)七九度 炭酸鐵食鹽泉 有馬(兵庫)三七度八一四七度 有村(鹿兒島)三九一四五度 小屋原(鳥根)三八度 成東(千葉) 赤湯(山形)五二度 鶴の温泉(秋田) 中宮(石川) 白山(石川) 春日(富山)冷泉 池田

(島根) 湯の谷(長野) 赤瀬(熊本)冷泉 炭酸鐵鹽類泉 平野(兵庫)二七度 八塩(群馬)冷泉 惠比壽(石川)冷泉 倉見(石川)冷泉 綠礬泉 鹿野園(奈良)二一度 道の尾(長崎)二四度 砒霜燃(鹿兒島)七九度 登別瀧の湯(北海道) 田の代(兵庫) 高峯(長崎) 赤瀧(栃木) 新關、湯濱(宮城) 鹿湯、泥の湯(秋田) 鐵輪(大分)五二一六二度 湯の鶴(熊本) 城山(鹿兒島) 嶽(青森)四九度

明礬綠礬泉 湯の本(長崎)四三一四七度 磯邊(富山)冷泉 好間(福島)冷泉 内山、日向山(長野)冷泉 小涌谷(神奈川)六〇一六三度 温泉(長崎)六五度 草津(群馬)六〇一六三度 川中島(群馬) 那須(福島) 温湯(宮城) 高湯(福島)四五度 四九度 宇曾利山(青森)七五度 塚原(大分)四八度 白馬上(宮崎) 明礬(大分)六三一九七度 北投(臺灣) 四九一九四度 御釜沼(宮城) 澁黒(秋田) 山の神湯(長野) 鳴子(宮城)五六度 登別(北海道) 鐵輪(大分)九三度 蓮華(新潟) 狼煙(石川) 下風呂(青森)六〇度 高湯(福島)

(五)硫黃泉 遊離の硫化水素ガスと硫化アルカリ金屬ならびに副生物を含有す冷たい硫黃泉はしばしば炭酸ガスを、熱泉は硫化水素の外、遊離窒素を含む。硫黃泉を硫化ナトリウム泉、食鹽硫黃泉、土類硫黃泉及び硫酸鹽類硫黃泉とに分つが、實用向はそれほごまでに細別する必要を見ない。硫黃泉は入湯或は飲用、何れによつても硫黃が吸収される。西洋では硫黃の臭氣のない硫黃泉を食卓の飲用水に用ゐる場合があるが、わが國ではこの慣習はない。

硫黃泉(單統) 武藏(福岡)四一―四六度 堀田(大分)三六度 栗津(石川)四七度―五八度 野澤(長野)四一―八二度 綱張(岩手)九五度 明礬(大分)九八度 鳴子(宮城)四〇度五 關金鳥取(四二―四六度) 中房(長野)五九度五 二見(富山)六五度五―九五度 燕(新潟)四二―四八度 垂玉(熊本)五七―六四度 酸湯(青森)六〇度 硫化水素硫黃泉 日光湯本(栃木)二二―六九度 那須湯本(栃木)三八度 硫黃谷(鹿兒島)四九―六〇度 榮の尾(鹿兒島)三四―三八度 立山(富山)六三

度 塩の江(香川)一七度 大湯澤(秋田)三四一四六度  
 アルカリ性硫黄泉 赤倉新瀉)五五―六二度 鳴  
 子(宮城)一〇三度 中房(長野)七四―九六度  
 食塩性硫黄泉 武田尾(兵庫)一九度五―二三度  
 五 三朝(鳥取)五六度五 湯本(福島)四八度五 澤  
 渡(群馬)三八度五―五二度八  
 鹽類性硫黄泉 山代(石川)五九―七一五度五 湯の  
 峰(和歌山)八七度五―九二度  
 硫酸性硫黄泉 山中(石川)四九度 川原湯(群馬)  
 二九―七七度

(六)土類泉 炭酸ガスが豊富に含有される故に土  
 類炭酸泉と呼ばれる。固形成分としてはカルク、  
 マグネシヤ塩類で、一リットルの泉水量に一グラ  
 ム以上を含有する。その他炭酸亞酸化鐵炭酸ナト  
 ロン及び食塩を同時に混じてゐる。硫酸カルクの  
 多い土類炭酸泉をギフス泉と稱する。本泉は一般  
 にわが國に稀有である。  
 白矢(奈良)温泉 澤口(秋田)冷泉

◎大正十四年における  
我が國民所得

内閣統計局

國民所得算定の方法には、物的方法によるものご  
 人的方法によるものとある。今人的方法によつて  
 所得統計を利用すると共に、免稅點以下の者は  
 國勢調査の結果による職業別有業者につき、各業  
 平均所得額を推計して、大正十四年におけるわが  
 國民所得を算定すれば次表の通りである。

第一表 官公、私別所得

國民所得總額	一三、三二、三三、〇〇〇
官公所得	四五、三八五、〇〇〇
官業及官有財産收入	三五、〇一四、〇〇〇
公共団体收入	七〇、七二、〇〇〇
私人所得	一三、九六、九六、〇〇〇
課稅所得	五、一〇四、三二、〇〇〇
第一種法人の留保所得	三三〇、五五四、〇〇〇
第二種公債、社債等の利子	五五、三九、〇〇〇
第三種課稅所得	三、四五、一〇八、〇〇〇

其の他(註) 七三、一七、〇〇〇  
 非課稅所得 七、八五、七七、〇〇〇  
 免稅點以下の者の所得 六、六〇、二四、〇〇〇  
 其の他の所得 八二、五三、〇〇〇  
 (註)その他の所得中には控除所得、失格者の所  
 得及び脱稅額(第一種法人の留保所得、第二種公  
 債、社債等の利子、第三種課稅所得、控除所得及  
 失格者の所得四十六億四千二十万一千圓の一割)  
 を含む。

第二表 世帯及び人口一人當國民所得

一世帯平均	人口一人當
國民所得總額	一、二四圓
私人所得	一、〇八九
第三種課稅所得(註)三、二九	四四
(註)第三種課稅所得については、課稅の一世 帯當及びその人口一人當	

第三表 各國における國民所得  
 各國における國民所得額は、その推計方法は一つ  
 でないから、直にこれと比較對照することはでき  
 ないが、參考としてこれを掲げれば次の通りであ

國別	年次	推計者	國民所得 百方圓	人口一人當
北アメリカ 合衆國	一九二四年	シツラス	一四、五八	一、二七
イギリス	同	ボウレイ及 スタンプ	四、八三	九七
ドイツ	同	ロゴウスキー	二四、九七	三九
フランス	同	シツラス	二、九〇七	五九
日本	同	内閣統計局	二、八八三	二八
イタリー	同	シツラス	一〇、三五二	二六〇
オースト ラリヤ	同	シツラス	四、五六	七一

備考 わが國民所得額は、大正十四年につき推計  
 したれども、比較に便する爲これを第三種課稅所  
 得額の増進割合により、大正十三年に修正したも  
 のを掲げた。

第四表 國富と國民所得  
 國富と國民所得額は相對比し得るよう推計され  
 ていないが、試に既に推計された各國の國富及び  
 國民所得額につき、これを對比して掲げれば次の

通である。但し國富及び國民所得の推計者及び年次を異にするものが多く、爲にドイツの如きは、

國富に對して國民所得甚だ大となることに注意を要する

國別	國富	年次	一九四四年國民所得額	國富一〇〇ニ付國民所得
北アメリカ合衆國	百万圓	一九五五年	一四三、五八	一八・六九
イギリス	三六、三〇〇	一九五五年	四、八三一	一八・五五
フランス	一〇三、五〇〇	一九五五年	二、九〇七	二・二八
日本	一〇三、三四二	一九四四年	二、八八三	一・二五八
ドイツ	七、六四	一九三三年	二四、九六七	三四・八九
イタリア	四、七三六	一九三五年	一〇、三五二	三三・二四
オーストラリア	一九、四三六	一九三二年	四、五六	二三・二九

(官報雜報欄より)

◎十月中萩町日誌

- 一日 本日より株式會社社長周銀行萩支店をして萩町金庫事務の取扱を爲さしむ  
本日より改正萩町役場處務規程施行
- 二日 八丸神社例祭に付金子主事參向
- 五日 遞信大臣久原房之助氏二男太亮氏死去の報に接し弔電を發す
- 六日 縣社春日神社例祭に付町長は藤本書記を隨へ參向久原遞相令息告別式に參列の爲金子主事上神
- 七日 日本赤十字社萩町分區總會を明倫小學校講堂に於て開催

八日 愛國婦人會萩町分區總會を前同所に於て開催  
安達民政黨總務來萩史蹟を見學し下關市に向はる

十六日 田書記を隨へ參向  
商業學校並各小學校共 天皇皇后兩陛下御眞影を奉戴  
朝鮮郵船會社社長白山丸入港

九日 午前中萩町産業調査委員會開催  
午後御大典記念事業選定委員會開催

十八日 萩税關支署落成式並萩開港祝賀會を萩町公會堂に於て開催  
午前十時町衙樓上に於て本郡町村長集會開催

十日 白山神社例祭に付石井收入役參向  
百十銀行と萩町二銀行の合併に關し町長代理として藤本書記及波田、中谷兩町議田中、山中、商工會役員下關市へ出向齋藤頭取と協議を遂げ即日歸萩

二十日 萩町在郷軍人分會御大禮奉祝に付打合會開催  
廿二日 木間若宮神社例祭に付秋田書記町長代理として參向  
廿三日 午後一時十五分より町會開會午前九時五十分より町會開會迄協議會開催。

十一日 島谷汽船會社大成丸午前六時入港午後五時出帆  
十二日 土原官祭招魂社例祭に付阿武書記參拜  
十四日 椿八幡宮例祭に付萩町長は阿武書記を隨へ參向  
十五日 現役兵証書及補充兵証書交付式施行  
縣神社志都岐山神社例祭に付萩長町は多

午後七時より町公會堂に於て松村介石氏の講演會開催

廿五日

島谷汽船會社船鮮海丸午前八時入港午後五時出帆  
多越神社例祭に付岡田書記町長代理として參向

廿六日

午後二時より町衙樓上に於て青年團處女會の御大禮奉祝に關する協議會開催  
臨時山口縣町村長大會を大田町に開催に付金子主事の町長代理として出席  
玉江神社例祭に付藤本書記代理參向

廿七日

午後四時より巴城會開催事務の打合せを爲す  
午後一時より御大禮奉祝行進歌選定の爲各學校關係者の協議會開催

卅一日

午後一時より中等學校並に青年團在郷軍人分會の代表者を會し提灯行例に關する協議會開催

八日

...

4

十六日

...

十八日

...

二十日

...

廿三日

...

廿六日

...